

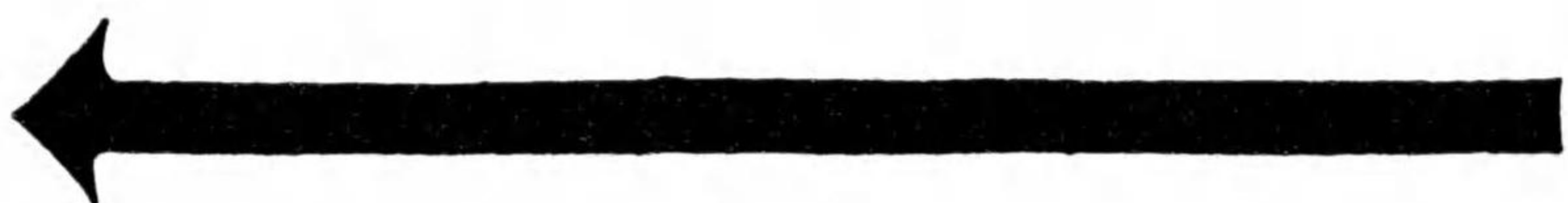
比例代表の話

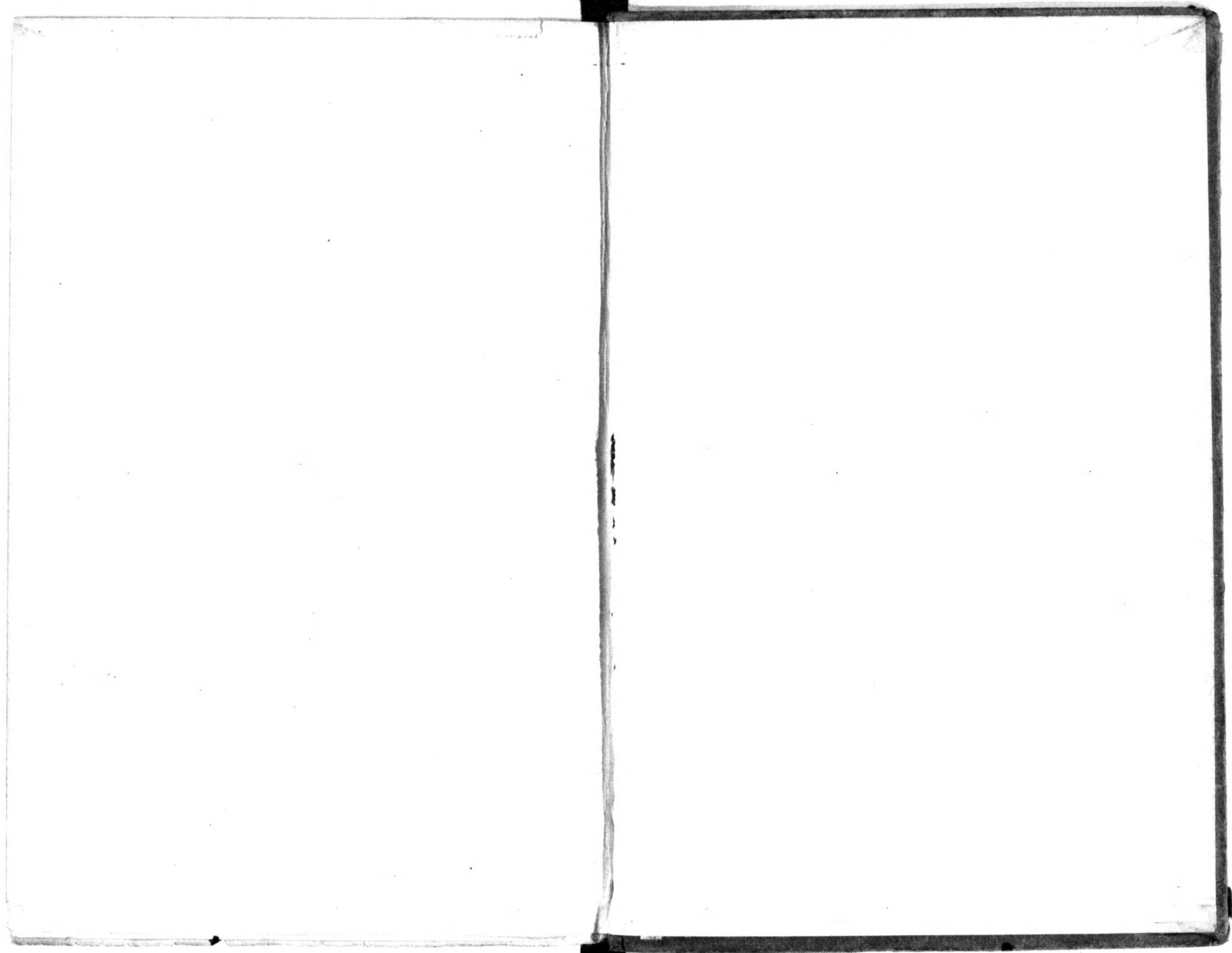
日朝
政治經濟叢書
- 7 -

日朝政治經濟叢書

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 50 1 2 3 4

始





朝日新聞政治經濟部編

比例代表の話

— 朝日政治經濟叢書 7 —

・ 朝日新聞社 出版 ・

52823

030.48

319
24



27663

はしがき

大正十二年末、法制審議會が普通選舉法に關し答申するに當つて、すでに將來は比例代表制を採用すべしと希望條件を付したのであるが、この比例代表制は現在の選舉制度、代議政治の思想からいへば、何としても理論上これを否認することは出来ない。

目下選舉革新審議會でも、比例代表制採用問題に關しては、小委員會において研究中であり、イギリスは自由黨の立場からする特別の事情があるとしても、ロイド・ジョージ氏の比例代表制採用の意見は、將に英國政界に波動を與へんとするの狀勢にある。

比例代表制が餘りにも政黨本位であるといふ非難があり、我が國政黨の如く、はつきりした政綱政策の上に立たずして、政黨の對立が固定してゐないところでは、實行について多分の懸念があるが、しかもなほ選舉運動を個人的より團體的にするために、實際選舉運動費を節減すると共に、買収の不可能による選舉腐敗の根本を療治し得ることにより、政界廓清の實を擧ぐべき根本策であることは疑へない。

比例代表制に賛成する者も、反對する者も、比例代表に關する知識が無くては、現在の選舉法と代議制度とを語ることは出来ない。比例代表の知識は、選舉法を論ずるものゝ常識でなければならぬ。しか

きはしがき

も比例代表法の種類が三百種以上もあるといふ位であつて、その方法錯雜して理解容易ならざるが如き感と與へてゐるが爲に、選挙法改正を主張する者すら、恐れて近付かざるの嫌がある。
本輯は専ら長谷部忠君の執筆に係り、選挙法全般に互つての考察よりはじめて、比例代表法の目的と理論と、その種類の大別を、簡單明快に説明し、特に我が國最近の總選挙に例をとつて、從來の選挙方法の缺陷を指摘し、批判しつゝ、比例代表制の特長を解説して利すところがない。

昭和五年十二月

關口泰

目次

第一章 序説……………	一	第四節 小選挙区制の補正手段……………	四二
第一節 議會政治と今日の代表思想……………	一	第五節 大選挙区連記投票制の缺陷……………	四六
第二節 職能代表論……………	五	第三章 少数代表法の缺陷……………	五二
第三節 選挙の要素……………	一三	第一節 少数代表法……………	五二
第二章 多数代表法の缺陷……………	一九	第二節 制限連記法と遞減連記法の缺陷……………	五三
第一節 小選挙区制の缺陷(一)……………	一九	第三節 集積投票法と集積制限投票法との缺陷……………	五六
第二節 小選挙区制の缺陷(二)……………	二六	第四節 大選挙区單記投票制の缺陷……………	六三
第三節 我が國の小選挙区制とその他の缺陷……………	三三	第五節 中選挙区制の缺陷……………	六七

第四章 比例代表法の目的、原理並に種類の大別……………八二

第一節 比例代表法の目的と原理……………八二

第二節 比例代表法の種類……………八六

第五章 單記移讓式比例代表法……………九〇

第一節 單記移讓式の沿革……………九〇

第二節 投票から開票まで……………九三

第三節 單記移讓式の當選標準數算出方法……………九六

第四節 投票移讓の方法と當選者の定め方……………一〇二

第六章 名簿式比例代表法……………一〇三

第一節 名簿式の沿革と種類……………一〇三

第二節 名簿式の議席分配方法……………一〇六

第三節 嚴正強制名簿式(單記投票制)……………一〇四

第四節 單純強制名簿式(單記投票制)……………一〇六

第五節 連記名簿式……………一〇四

第六節 獨逸式……………一〇九

第七節 我が國に於ける提案……………一一二

第七章 比例代表法の從たる效果並に比例代表反對論と辯護論……………一六一

第一節 比例代表法の從たる效果……………一六一

第二節 比例代表反對論……………一六七

第三節 比例代表辯護論……………一七七



第一章 序 說

第一節 議會政治と今日の代表思想

昔、ギリシヤの都市國家では、全市民が日を期して或場所に集り、そこで、直接政治を議したといふ。

今日でも、スイスの山間地方の二三のカントンには、ランデスマインデ(總會)といふ制度の残つてゐるところがある。そして、毎年一定の日に、全カントンの成年男子が野天の廣場に集合して、立法や行政の主要な政務を討論議決するさうである。

しかし、かういふ政治は、今日では、話の種になる程度で、多くの近代國家は、何れも代議制度を採用してゐる。

元來、立憲政治は民衆政治の基調に立つものである。我が國の憲法のやうに、君主主權主

義に基くにせよ、または國民主權主義によるにせよ、『民衆の心をもつて政治を行ふ』といふことが、立憲政治の根本義とされてゐる。

民衆政治の理想からいへば、代議制度によらないで、全國民を直接政治に參與させることが近道であるが、今日の國家のやうに大組織になつては、國民全部が一ヶ所に會合して政治を議するといふやうなことは、到底實行出来るものではない。そこで、立憲國は何れも代議制により、國民の代表者から成る議會を通じて、間接に民衆を政治に參與させる方法をとつてゐる。一般に、立憲政治は議會政治であるといはれるのは、そのためである。

然るに、直接民衆政治が形を變へて近代國家に再現した制度がある。それはレフエレンダム(一般)である。この制度の發達にはスミスとアメリカとフランスとの三つの系統がある。それが、一般にはスミスが本場といはれてゐる。レフエレンダムといふ言葉もスミスから起つた。

それでは、レフエレンダムとはどういふ制度であるかを簡単に説明しよう。

現に行はれてゐるものに、人民表決(一般にレフエレンダム)と人民發案(イニシア)とがある。

イニシアチヴとは、一定の有權者が法案を作つて、議會に提出するか、または議會に提出しないで、直ちに一般の投票にかける制度である。

人民表決とは、議會を通過して未だ公布されない法案を一般の投票にかけて、その可否を決する制度で、法案の内容によつて規定上當然かけねばならぬもの、一定数の有權者から要求があれば、必ずかけねばならぬもの、政府や議會の任意に任されてゐるもの等の別がある。

この制度を採用してゐるのは、スミス、アメリカの州、ドイツ、アイルランド自由國等である。右のイニシアチヴと狹義のレフエレンダムの制度の外に、以前スミスに行はれたことのあるレコール(議員)即ち、一定数の選舉人の發議によつて議員を召還する制度もあるが、これは、現在では、アメリカの州や自治團體で、選舉された行政官吏に適用してゐるに過ぎず、國では、ドイツ共和國大統領が議員三分の二以上の發議によつて、民衆のレコールに

かけられることになつてゐる位である。また、公布された法律を一般投票にかけて無効とするところのレフエレンダムスウェーデン(拒否)も、今日では殆ど行はれてゐない。

このレフエレンダムの制度は、直接民衆政治の近代的形態で、代議制度と相對立するものやうに見えるが、實際は、議會政治と相並んで、その補充的手段として採用されてゐるものに外ならぬ。従つて、現在の民衆政治は代議制によることが本則であるといはれるのである。

かくの如く、今日では、代議政治と民衆政治とは同義語のやうになつてゐるが、代議制度の歴史は決して新しいものではない、その發芽は、古く中世末のフランスその他に存した等族會議に見出すことができる。しかし、この時代の代表者は、貴族、僧侶、または都市等の個別的な代理人であつて、國民の代表ではなかつた。代議制の母國といはれる英國に於ても最初の頃は、國王が課税の同意を求めめるために、それに關係ある貴族や都市の代表者を、必要に応じて召集する集會に過ぎなかつた。その後、全般的な課税や法律の制定に參與させる

やうになつて、多少現代議會の性質を帯びるに至つたが、それでも、代表者を選出する權利は、國民各個人には存しないで、州や都市に屬するものとされてゐた。そこで、この時代の代議制は、團體代表または階級代表の制度といはれる。

然るに、現在では、民衆政治の手段として代議制度をとる。民衆政治は、たゞ國民が國政に參與する自由を持つといふばかりでなく、國民は國民たる資格において、各人平等の政治的發言權を有するといふ思想に立つてゐるから、國民各個人は平等に議會に代表されねばならぬといふ立前をとるのである。即ち、議員の選舉權は國民各個に平等に存するといふ原則を採用してゐる。言ひ換へれば、『ワン・マン、ワン・ヴォート』の思想に立脚した代議制度である。

この意味で、現代は個人代表の時代であるといはれてゐる。

第二節 職能代表論

今日一般に承認されてゐる個人代表の思想に對して反對的立場をとるものは、職能代表論である。

職能代表論といつても、その内容は、主張する人によつて異なるから、一樣にいふわけには行かないが、最も徹底した議論として知られてゐるのは、英國のギルド社會主義者によつて唱へられてゐる説である。その代表的意見とも見るべきジー・デー・エッチ・コールのいふところはかうである。(『會理論』)

人が他人を全部的に代表するといふやうなことは出来るものではない。然るに、今日の代議政治の理論は、個人は全體として代表されるといふ觀念の上に立つてゐるもので、その出發點から誤つてゐる。それかといつて、代議制のあらゆる形態を否定するものではない。眞の代表の意義を見出さうといふのである。

然らば、眞の代表とは何であるかといふに、それは個人の屬する團體の目的を代表することである。元來、人間はある特定の目的に向つて行爲をするもので、團體の組織によつて或特定の目的を果たすことの出来る場合に人は團體に加はる。それで、團體にはすべて特定の目的が

ある。代表されるのは、この目的である。

いかなる代表も、代表されるものゝ全人格の代りをするとは出来ない。たゞ、その團體の存立理由たる、明かに限定された目的の關する限りに於いて代表するに過ぎない。これこそ、眞の代表の性質であつて、自我或ひは意識の中心としての人そのものを代表するといふことは不可能である。それ故に「眞の代表とは、眞の團體と同様に、常に特殊的、職能的であつて、一般的、總括的ではない。代表されるところのものは、人ではなくて、人の團體に共通なる或目的である。」

今日の議會は、あらゆる事柄について、あらゆる人を代表するといはれるが、それは、何事についても、何人をも代表しない證據である。この虚偽の議會政治を救済する途は、たゞ、それぞれ職能的に代表者を設けることである。言ひ換へれば、眞のデモクラシーを確立するには、たゞ一つの萬能的な代表議會の代りに、對等な職能代表會議を系統的に併置すべきである。そして、これ等の諸代表機關の統一をするためには、社會内の主要な職能團體の代表者をもつて聯邦會議を設くればよい。

以上がコールの職能代表論の要旨である。

元來、コールの理論は多元的國家觀の上に立つもので、今日のやうな統一國家を認めない即ち、國家も他の職能團體と同様な團體に過ぎないもので、その間、上下の區別を設くべきものではないといふ見方をとつてゐる。そこで、彼は消費者としての個人は國家に屬し、生産者としての個人は各職能團體に屬するものとして右にいふやうな職能代表論を主張するのである。

しかし、この議論に對しては理論上の反對があるのみならず、實際上の制度として如何に有效に組織するかといふことについては、一層激しい非難があつて、一般には認められてゐない。

ところが、職能代表論者の中には、個人代表——地域的の選舉區によつて選ばれる——と職能代表とを併用することを提唱するものが多い。そのいふところによれば、國家を構成してゐるものは、單に個人のみではない。外に重要な要素がある。その要素といふのは廣い意味における職業團體である。

殊に、經濟生活の複雑になるにつれ、この種の團體は非常な勢ひで發達してゐる。然るに今日の議會は個人の代表機關であつて、職能團體の代表といふ點については、何等の考慮も拂はれてゐない。これでは、國民生活のあらゆる要素を議會に反映するといふことは出來ない。今日の議會政治の最大の缺陷は、議會が國民生活から分離してゐるといふことである。これを救済する道は、個人々々によつて選ばれる議會のかたはらに、職能團體によつて選ばれる議會を置かねばならぬといふのである。

これは、英國の現首相ラムゼー・マクドナルドなどによつて提唱された職能制第二院組織論として現れてゐる。

この主張に對しては、賛成論者も相當にある。小野塚喜平次博士の如きも、部分的にはこれに共鳴する意見を、かつて、國家學會雜誌(第三十九卷第一號)に發表されたことがある。即ち、同博士によれば、

上院は、その組織と權限とを下院と區別することが、兩院存在の目的に適ふのであるから、

この意味で、上院議員の選挙に職能代表主義を漸次に採用することは、その生命を長からしめ
權威を維持する上に有効であらうと。

そしてこの見地に立つて職能代表主義を以て我が國貴族院改革の基調とすべきを主張して
ゐる。この個人代表と職能代表との併用論はコールのいふやうな極端な説に比すれば、實行
上の困難も少いといはれてゐるが、未だ、これを議會制度に採用した國はない。たゞ、獨逸
の全國經濟會議が、職能代表主義に基づく國家機關の實際的の制度として知られてゐるが、これ
とても、諮問機關であつて、議決機關ではないから、議會とは性質が異なつてゐる。

しかし、この制度は獨逸憲法に明かに定められてゐるもので、我が國によくあるやうな審
議會や調査會と同一視すべきものではない。即ち、獨逸憲法第六十五條の規定によれば、
社會政策、經濟政策の基本立法については、政府は必ずこの全國經濟會議にかけて、その意
見を聞かねばならぬばかりでなく、その會議自身で、この種の立法に關し建議することが出
來、政府はそれに不同意の場合でも、自分の意見を添へて議會に提出すべき義務を負はされ

てゐる。

この憲法の條項に基いて、一九二〇年五月に假全國經濟會議法が發布され、現にこれによ
つて暫定會議が行はれてゐる。これによれば、代表者の數は三百二十六人で、農林代表六十
八人、園業、漁業代表六人、工業代表六十八人、商業、銀行業、保險業代表四十四人、交通
業、公益事業代表三十四人、手工業代表三十六人、官吏專門家代表十六人、消費者代表三十
人の外に、各聯邦と政府の代表が各十二人ある。

これと相似た制度は、アイルランド自由國の憲法中にも規定されてゐるが、まだ實施され
てはゐない。

かういふ制度は、職能代表主義の實際上の現れとして注目されてゐるところではあるが、
それは今日の議會にとつて代るものでもなければ、それと對立するものでさへない、たゞ、
國民生活上の經濟的要素を、よりよく國政に反映させるための一手段に過ぎない。

ロシアのソヴェット制度とイタリーのファシスト政治とは、職能代表制がとり入れら

れてゐるとも見られるが、これ等の國は、近代國家の政治觀念を根本から否定する政治理想に立つてゐるものであるから、自から別問題である。現在世界の立憲國家で、國民の代表機關たる議會の構成員をこの主義によつて選舉してゐるところは一つもない。

いふまでもなく、思想は時代と共に生き、時代と共に亡ぶものである。現代の個人主義的な代表思想は、その源をフランス革命時代に發してゐるもので、その頃に比すれば、今日の社會狀態は著しく變化した。殊に、經濟事情の變化は職能團體の意義を力強く社會に認識させるに至つた。この時代において、これ等の國民生活上重要な要素を無視して有效な政治を行ふといふことは困難である。この意味において、職能代表の理論には傾聴すべき點が多く、將來の代表制度に對する暗示と方向とを示してゐることは、廣く認められてゐる。だが、少くとも今のところでは、近代國家の議會制度の上には實際に適用されてゐないばかりでなく、思想としても未だ世界の一般的潮流とはなつてゐない。従つて、今日ではなほ「ワン・マン、ワン・ヴォート」の思想に基く個人代表の選舉理論が大勢をなしてゐる。

第三節 選舉の要素

國民は國民たる資格において、平等に代表されねばならぬといふのが、今日の代表觀念であるとするれば、選舉に参加するものは、原則として國民全部でなければならぬといひ得る。實際には、赤ん坊にまで選舉權を認めるわけには行かないので、ある程度の制限をすることはやむを得ないが、必要以上に選舉人の範圍を限定することは許さるべきことではない。普通選舉の要望がこの理由から出たものであることはいふまでもない。

我が國で、明治二十二年議會開設と共に制定された最初の選舉法には、選舉權の資格條件として、直援國稅十五圓以上といふ制限があつた。その後二回に互つて、この納稅資格は低下されたが、普選になるまでは残つてゐた。選舉人の資格に納稅の條件をつけることは、一種階級代表の名残とも見るべきで、民衆政治の理想に反すること甚だしい。

然るに、大正十四年普選法の公布によつて納稅條件は全然撤廢されたので、現在では、滿

二十五歳以上の男子は、日本國民である限り、原則としては選挙権を持つてゐる。かくて三百五十萬餘の有権者が一躍千三百萬近くに擴大されたことは、憲政の一進歩であると共に、選挙制度の重要な改革でもある。

なほ、年齢制限の高い點、婦人を除外した點、貧困者いぢめの缺格條項を設けてある點等不十分なところが多く、完全な普選といふことは出来ないが、選挙権の範圍を如何にすべきかの問題は、我が國においても、理論的には解決されてゐる。世界各國も亦さうである。

併し、選挙にとつて更に重要なことは、投票を有効に議會に反映させるといふことである。選挙権の範圍が擴張されても、選挙人の意思が有効に議會に代表されねば何の役にも立たない。

然るに、選挙方法によつては、議會に代表されない投票が多數出来る。我が國の選挙の實例について見ても、普選第一回の總選挙には二割八分以上、第二回にも二割五分近くの投票は無代表に終つてゐる。

選挙といふ以上、一方に常選するものがあれば、他方に落選の運命を負はねばならぬものも出来るのは避け難いことではあるが、この落選者の得票に何等の考慮も拂はれない選挙方法においては、この種の投票に託された選挙人の意思は議會に反映されない。そこで、かういふ投票のことを一般に死票といつてゐるが、死票の多く出る選挙方法をとる限り、議會をして眞に民意代表の機關たるの實を擧げさせることは望まれない。何となれば、代表を持たない投票は反古同様のものであつて、その投票者たちは、形式的に選挙権を與へられても、實質的には選挙権を持たないのと同様の結果になるからである。即ち、各個人の平等の被代表権は、内容から見れば、不平等を免れないのである。これが、今日の代表思想と相容れぬことは多言を要しない。従つて、あらゆる投票を如何にして有効に役立てるかといふことは、選挙の重要な要素をなすものといはれる。

次に、大切なことは、少数者の意見をも公平に議會に代表させねばならぬといふ點である。元來、議會政治は數の政治であるといはれる。國民は國民たる資格において各人平等であ

るとの政治観念に基く以上、多数と少数とに意見が別れた場合には、少数意見を捨て、多数意見に従ふことが、當然のこととされてゐる。そこで、選挙においても、多数意見が代表されるれば、少数意見はどうでもよいといふ理窟も一應は首肯されるやうに見える。しかし、多数は決して全體ではない。全體の意見が合致すれば、これに越したことはないが、それは実際には殆どあり得ないことであるから、便宜的手段として、多数決主義によるに過ぎない。若し、何等かの方法によつて、少数意見をも適當に生かすことが出来れば、さうすることが一層民衆政治の理想に適ふ所以である。

或特定の問題に對して、賛成か反対かを表明せねばならぬやうな場合には、多数決の原則による外はないが、選挙は、普通數人の議員を選出するのであるから、必ずしも、その全部を多數者に獨占させないでもよい方法があり得るわけである。さういふ方法があれば、多數者の代表のみを認めて、少数者の代表を無視する必要はないばかりでなく、それは、今日の代表観念と相反するものである。各人の投票は、何れも平等であるから、その投票數に應じ

たゞけの議員を、少数者にも與へることは、蓋し、當然である。それかといつて、少数者の意見を、多數者の意見以上に尊重するといふことは、なほ更悪い。今日の立憲政治は、少数専制に對する大衆の勝利として生れたもので、多数の意思を尊重することが、立憲國の常道である。従つて、少数意見の保護といふことは、多数意見の輕視であつてはならない。

然るに、選挙の方法によつては、少数意見が却つて議會の多數議員を占める場合がないではない。この點については、後で述べるが、その一例は、我が國普選第一回の總選挙の結果であつて、多数の得票を占めた民政黨は第二黨となり、より少数の投票を得た政友會が第一黨となつたことは、周知の事實である。かういふ不合理を救済するには、多数意見は多数意見とし、少数意見は少数意見として、その數量に比例して代表者を出させることが必要である。云ひ換へれば、各種の意見をその投票數に應じて議會に反映させることが大切である。議會は國民意思の縮圖でなければならぬとか、國民意思を反映する鏡でなければならぬとか

いはれるのは、この意味である。

比例代表法は、その名の示す通り、各種の意見をその數量に應じて比例的に議會に代表させることを目的とする選挙方法であつて、以上の如き選挙の要素を最もよく實現する制度であるとされてゐる。

それでは、比例代表法とはどういふ仕組みになつてゐるか、それを説明する前に、その他の選挙方法の缺陷といはれる點を述べて見たい。

第二章 多数代表法の缺陷

第一節 小選挙区制の缺陷 一

選挙は普通に人口を標準として全國をいくつかの區域に分ち、その區域々に割當てられた議員數を選び出すことになつてゐる。この區域がいはゆる選挙区である。

選挙区に大選区と小選挙区との別がある。原則として一選挙区から一人の議員を出すのが小選挙区制で、數人の議員を出すのが大選区制であるが、多数代表法といふのは、各選挙区の多数意見によつて、その区の議員全部をひとまとめにして選出させる方法である。議會で決議をするやうな場合には、一人でも多数の意見によつて決するが、これと同じやうに、同意見の投票の多数によつて、議員全部を決するのである。即ち、多数決の原則をそのまま、選挙に適用したものである。

これに二つの場合がある。小選挙区単記投票制と、大選挙区連記投票制とである。先づ、小選挙区単記投票制の場合について見よう。この制度は、我が國で、明治二十二年始めて選挙法の出来たときから同三十三年までと、また大正八年から現行普選法の制定されるまで、採用されたものであるが、一選挙区から一人の議員を出すとなれば、この多数代表法による外はない。従つて、小選挙区制は如何なる場合にも、多数代表法であるといひ得る。小選挙区制の第一の陥穽は、代表されない投票、即ち死票の多いことである。一選挙区から選出されるのは一人の議員であるから、一票でも多くの投票を得たものが一人きり當選し、その他のものは何れも落選の運命を負はねばならぬことは明かであるが、この落選者の得票は全部無代表に終る。令假に、二人の候補者が立つて、一萬一票の總投票数のうち、一人は五千一票を得て當選し、他は五千票をとつて落選したとすれば、五千票は全然議會に反映することなくして、闇から闇に葬り去られる。この例は極端であらうが、實際においても、數票の差が當落のけぢ

めとなる場合は少くない。殊に、兩派の勢力相伯仲して、しのぎを削る大接戦となる選挙には、常に見られる現象である。

右は、二人の候補者が相争ふ時であるが、三人以上の競争になれば、この種の代表されない投票は一層増加する。例へば、三人の候補者が、四、三、三の割合で投票を得たとすれば代表される投票は四で、より多数の六は代表されないことになるからである。これを大正九年の總選挙(臨時代)における東京府第二區の實例について見るに

當選者一人の得票数 二、三七八
落選者二人の得票数 二、九五六

で、代表を持たない投票の方が多のである。更に、候補者が四人、五人となれば、死票の出る機会が益々増加することは、容易に想像されるであらう。

かくの如く、各選挙区で多数の死票が出るので、これを全国的に集計すると、非常な數になる。すでにいふ通り、死票の多く出る選挙方法は、實質的に一部の選挙権を制限するのと

變らない結果を生むもので、今日の代表観念と矛盾することはいふまでもない。
今、左に、我が國の小選挙区時代の一二の例を掲げよう。

第十四回總選舉 (大正九年)

有效投票數	二、六一九、九八六
當選者得票數	一、七五五、一九五
落選者得票數	八二四、七九一
當選者得票百分比	六八・五強
落選者得票百分比	三一・五弱
第十五回總選舉 (大正十三年)	
有效投票數	二、七九八、八四〇
當選者得票數	一、八一、二五二
落選者得票數	九八七、五八九
當選者得票百分比	六四・七強
落選者得票百分比	三五・三弱

右の表に示す通り、有効投票の三割乃至三割五分は、代表を持たない反古同様の運命に終つてゐる。

小選挙区制は、更に、少数者の代表を公平に出すことが出来ない。

これは、小選挙区制の本質から生ずる當然の結果に外ならない。何となれば、各選挙区で代表者を持ち得るのは、多数者だけで、少数者は、その選挙区に關する限り、全然無視されてしまふからである。

勿論、今日の議會政治は政黨政治であつて、選挙人が有効にその意見を政治に作用させるには、何れかの政黨を選んで、その候補者に投票する外はないが、或一つの政黨が全國の各選挙区で多数の投票を得ることは、實際上殆どあり得ないであらうから、一の選挙区では代表者を出し得ない少数者も、他の選挙区の同志に選ばれた何人かの議員に代表を見出し得ないことはない。

しかし、それは、多数者の持つ代表者に比し著るしき不公平を免れない。蓋し各選挙区の

勝敗は、一票の差によつても決せられるから、全国的に見た投票数には大した變りはない場合でも、議員数には非常な開きが生ずるからである。

その實例は、小選挙区制を採用してゐる國の選挙には殆ど例外なく現れるが、議會政治の祖國のやうにいられる英國は、今日においてもなほ小選挙区制を固執してゐる點で有名であるから、この國の總選挙について、その不公平の如何に甚だしいかを見よう。

英國は殆ど原則的な小選挙区制により、大學選挙區と「ロンドン・シチー」等を除いては何れも一區一人制である。

一九一八年の總選挙には、政府側は五百五十萬の得票をもつて、四百二十八人の議員を出したに反し、反政府側は四百十萬の得票をもつて、僅かに八十一人の議員しか得なかつた。これを、その得票数に比例して、議員を配分すれば、政府側は二百九十一人、反政府側は二百十七人となり、兩派の議員数は七十五名の差に過ぎないわけであるのに、實際には三百四十七名の開きとなつてゐる。

一九二二年の總選挙にも、同様な不公平が見られる。即ち、保守黨は得票六百十萬、當選三

百二十六、労働黨は得票四百三十萬、當選百四十二、自由黨は得票二百七十萬、當選五十九、國民自由黨は得票百十六萬、當選五十五、その他は得票三十六萬、當選九である。比例的配分による議員数に比し、保守黨は八十八人を取り過ぎ、労働黨は二十六人、自由黨は四十七人、國民自由黨は十人、その他は五人をとり足らない。

更に、一九二四年の總選挙の結果は、少數黨殊に自由黨を不當に不利な立場に陥れてゐる。左に、保守、労働、自由三黨の比較を表示しよう。

黨派別	得票数	當選者数	比例的配分による當選者数
保守黨	七、八五四、五二三	三九九	二七九
労働黨	五、四八九、〇七七	一四三	一九三
自由黨	二、九二八、七四七	三六	一〇四

備考 無黨派當選の保守黨十六人、労働黨九人、自由黨六人を除く

右の如き不合理な状態が生ずるので、一人の議員を代表する選挙人の数が、黨派によつて著しく異なる。保守黨の議員は一人當り一萬九千人しか代表しないのに労働黨の議員は三萬七千人、自由黨の議員に至つては實に八萬人をそれ／＼一人で代表してゐるわけである

第二節 小選挙区制の缺陷 二

小選挙区制は、多数決の原則に立つもので、各選挙区の多数者の意思が分れば、これを全国的に集めたものが、国民の多数意思であるといふ理論によるのである。

二人の候補者が一人の議員を争ふ場合には、議決の場合と同様であつて、その中の一人は必ず過半数の投票をとることは明かである。そこで、その選挙区の過半数の選挙人を代表する議員を出すことが出来る。それが必ず出来れば、少くとも、一選挙区に關する限りでは、多数決主義が立派に行はれる。

ところが、常に二人の候補者に限るものではない。實際の選挙には、三人四人或ひはそれ以上の候補者が出る場合は少くない。

二大政黨が嚴然と對立してゐて、他の黨派の介在を許さないやうな時代はいざ知らず、最近世界の趨勢は、二大政黨主義ではなく、小黨分立の傾向にある。我が國でも普選になつて

これまで政黨的な因縁に縛られてゐなかつた新有権者が現れたのと、無産政黨の著しき進出によつて政黨の分野は複雑になつて行かうとしてゐる。將來この政黨の離合集散が如何なる過程を辿つて、如何なる結果に到達するかは暫く論外として、今日のところでは少くとも小黨分立の情勢にあるものと見てよい。従つて一人の議員に對して三人或ひは四人の候補者が現れる機會は益々多いわけであるが、この場合はどういふことになるであらうか。一つの假定について見やう。

甲候補者の得票	三、五〇〇
乙候補者の得票	三、三〇〇
丙候補者の得票	三、二〇〇
計	一〇、〇〇〇

右の例では、甲が最大の投票を得てゐるから、當選者となるわけであるが、その得票は全體の過半数に當らない。乙と丙に投票したものは、少くとも甲には反對であるといふことだ

けは明かであるから、甲は決してその選挙区の多数意見によつて選ばれたものであるといふことは出来ない。即ち、多数決の原則は、根柢からくつがへされることになる。当選者一人の得票数よりも、落選者の得票合計の方が多い場合は常にこの結論になるのであつて、前に挙げた東京府第二区(大正九年(総選挙))の例は、正にそれである。更に一つの極端な實例を英國にとるに、

エチンバラ市西區 (一九二四年)

保守黨	一〇、六二八票
労働黨	九、六〇三票
自由黨	八、七九〇票

で、保守黨の候補者が當選したが、當選者の得票は有効投票の三割六分餘にしか當らないかういふ部分的事實が、前記の如き不公平な結果を全體の上に齎らす一原因であるが、ここに、注目すべきことは、三人以上の競争が行はるゝ場合には、各選挙区においてすらも、

眞の多数者の代表を出し得ないといふ點である。

小選挙区制による選挙の結果には、以上の如き不都合を生ずるが、更に、時としては、多数黨たるべきものが、却つて、少数黨となる場合すらもある。即ち、得票数は最も多に拘らず、當選議員の数は少いことが起るのである。

どうして、そんなことになるかといふに、一の選挙区では、他の黨派の得票数とは比較にならぬ程多数の投票をとつて當選した黨派が、他の二三の選挙区では極めて僅かの差で落選することがあるからである。國民多数の支持を有する政黨が、議會においては少数黨の地位に立つといふことは、いかにも不合理なことであるが、單にそればかりではなく、政黨内閣主義の慣行を有する立憲國においては、少数國民の信頼に立脚する政黨が政權を握るといふ更に重大な影響を引き起すのである。

その實例も、決して少くないが、一例として一八八八年のアメリカの總選挙の成績を見るに共和黨は五百三十四萬の得票をもつて百六十四人を占め、第一黨となつたに反し、民主黨は五

百五十萬の得票を持ちながら、百六十一人しか當選出来ないので第二黨に落ちた。これを得票數によつて比例配分をすれば、民主黨の方が百六十二人を占めて第一黨となり、共和黨は百五十八人で第二黨となる運命にある。また、一九二四年の紐育州の代議士選舉にも次のやうな結果を見た。

黨派別	得票數	當選者數
共和黨	一、五九五、一二三	二〇
民主黨	一、三三五、二二八	二二

この數字が明示する通り、得票數においては少い民主黨が、却つて多數の議員を出してゐる。

同様な現象は、一九二九年の英國總選舉にも起つた。その結果は左の如くである。

黨派別	得票數	當選者數	比例的配分による當選者數
保守黨	八、六五八、九一八	二五六	二三三
労働黨	八、三八四、四六一	二八八	二二五

自由黨	五、三〇五、一二三	五九	一四二
その他	二九三、八八六	五	八
合計	二二、六四二、三八八	六〇八	六〇八

備考 無資格當選の保守黨四、その他三を除く。

右の表に明かな通り、得票數においては保守黨が最大であるが、當選議員の數においては労働黨が第一である。即ち、保守黨は第一黨となるべくして第二黨に落ち、労働黨は第二黨に甘んずべくして第一黨の地位に恵まれ、政權を握るに至つた。最も哀れを止めたのは自由黨であつて、百四十二人を占むべき得票をもつて僅かに五十九人を得たに過ぎない。かつてロイド・ジョージは、一九二二年の總選舉に保守黨が總投票千五百萬の中僅かに六百萬の得票によつて絶對多數黨となつたのを憤慨して、『我が憲政は危機に瀕す』といつたが、今度はそれ以上の不合理である。これを、各黨派議員一人當りの代表する投票について見ても、労働黨は、二萬九千、保守黨は三萬四千、自由黨は九萬であつて、平等であるはずの投票の價

値に著しき差別がある。

かうした全體的結果の生じた原因を知るために一二地方別の例を掲げよう。

ロンドン

党派別	得票数	當選者数
労働黨	七八四、六四六	三六
保守黨	七五四、二四二	二三
自由黨	三五三、七三七	二

ウエールズ

党派別	得票数	當選者数
労働黨	五七四、二二五	二五
自由黨	四三八、六一三	一〇
保守黨	二八九、三六九	一

それでは、選挙区の分け方が、労働黨に都合よく出来てゐるかといふに、保守黨が恵まれ

ることもあるので、さうとは限つてゐない。それは主として偶然によるのである。選挙が偶然によつて支配され、政權が僥倖によつて與へられるやうなことになる選挙方法が完全なものでないことは勿論である。

英國の場合には必ずしもさうでないやうだが、一般に小選挙区制につきものは、最大の陥穽は、選挙区の人工的区割である。時の政府または多数黨が、自分の黨派の議員を多く出すのに便利なやうに選挙区を割り振りするのである。このことをジェリーマンダリング (Gerry-mandering) といつてゐるが、これによつて、選挙の結果に一層甚だしい人爲的不公平が加へられる。

ジェリーマンダリングといふ言葉が起つたについては面白い話がある。十九世紀の初め頃、米國のマサチューセッツ州の知事ジェリー (Gerry) が、上院議員の選挙区を改正する際に、自分の黨派のものを當選させ、反對黨のものを落選させるため、自然の境界とか、風俗とか、歴史的沿革とかいふものを全然無視して勝手な選挙区を作り上げた。そんな無理をしたものだから奇怪な形の選挙区が出来てしまつたが、その地圖を見ると、その形がいかにも、サラマンダ

「(Salamander)——とかげ——に似てゐるといふので、或人が、ジェリーの名前をもちつて、ジェリーマンダーと皮肉つた。これから、この言葉が一般に使はれるやうになつたといはれてゐる。

それは兎に角として、ジェリーマンダリングが選挙の結果に如何に不公平を與へるかを左の二つの表によつて示さう。(森口繁治博士著) (比例代表法)

第一表は多数黨が全議員を独占する場合であり、第二表は少数黨が却つて多数黨となる場合である。

表一

選挙区	甲黨	當選數	乙黨	當選數
イ	三、〇〇五	—	一、九九五	〇
ロ	二、六四五	—	二、三五五	〇
ハ	三、二三八	—	一、七六五	〇
ニ	二、五〇九	—	二、四九一	〇
ホ	二、六〇三	—	二、三九四	〇
合計	一四、〇〇〇	五	一、〇〇〇	〇

表二

選挙区	甲黨	當選數	乙黨	當選數
イ	二、三七八	〇	二、六二二	—
ロ	二、三三二	〇	二、六四八	—
ハ	二、四二八	〇	二、五七三	—
ニ	二、二七一	〇	二、七二九	—
ホ	四、五七一	—	四二八	〇
合計	一四、〇〇〇	—	一、〇〇〇	二

比例代表法による
場合の當選者數

三

二

比例代表法による
場合の當選者數

右の假定のやうな極端な例は實際には少いかも知れぬが、これに類似の場合は、屢々見られることで、我が國の小選挙区時代にも、その非難があつた。さういふ不公平な手心が加へられるからこそ、選挙区制の改正に政黨人が血眼になつて大騒ぎをするのである。

第三節 我が國の小選挙区制とその他の缺陷

我が國では、小選挙区時代にも、英國ほどの不公平な結果は現れなかつた。勿論大正八年の選挙法改正によつて採用された区制は、小選挙区制といつても、一人区二百九十三に對して二人区六十八、三人区十一があつたので、嚴密な意味の小選挙区制ではなかつた。

大正九年の總選挙

黨派別	得票数	當選者数	比例的配分による當選者数
政友會	一、四七一、七二七	二七八	二六一
憲政會	七一九、六一六	一一〇	一二七
國民黨	一四〇、三九七	二九	二五
無所屬	二八八、二四六	四七	五一
大正十三年の總選挙			
黨派別	得票数	當選者数	比例的配分による當選者数
政友本黨	七二二、三八一	一一八	一二〇
政友會	六三一、六七四	一〇一	一〇五
憲政會	八二六、〇六九	一五四	一三七

黨派別	得票数	當選者数	比例的配分による當選者数
革新	一七八、九七八	三〇	二九
實同	五三、一一八	八	九
中立	三八六、六二一	五三	六四

右の實例によれば、各黨の得票数と當選者数とは大體において比較的公平にいつてゐるが、これはいは偶然に屬すること、小選挙区の本質から來る合理的な結果と見ることは出来ない。

偶然にしても、常にほ公平な結果が現れば、差支へはないわけであるが、小選挙区制には、別に、附隨的な缺點がいくつもある。

第一には、投票の買収、その他利害の誘導によつて、選挙の公正が害はれることである。僅に、一票か二票の差が直ちに當落の決定的な運命を左右するので、自然競争は常軌を逸し勝利のためには、手段を選ばない心理状態になつてしまふ。投票の公正が保證されなければ、選挙の價値は零である。然るに、小選挙区制は右にいふやうに、買収行為を誘惑するや

うに出来てゐる。更に、買収に便利なことには、選挙人の数が少くて、全部に手を廻しやうい。投票を如何にして公正に行ふかは各國、就中、長い間買収の弊に悩まされた我が國では最も重大な問題とされ來つたが、それは、今日に至つても、決して、解決されてはゐない。藤澤利喜太郎博士のいふやうに『大衆は巨象の如く歩む』としても、その足取りは、餘りにも遅々としてゐる。そこで、中には、大衆は永久に政治に無關心、無自覺であつて、議會と民衆との間に横はるギャップを除くことは絶對に不可能であるとさへ斷定するものがある。投票の買収は、單に小選挙區制に特有の弊ではなく、その根本は選挙民の自覺、國民の政治教育如何の點に歸着するであらうが、小選挙區制が買収に最も都合よく出来てゐることは否定出来ない。

我が國では、むしろ、この點をもつて、小選挙區制の最大の缺陷とするものも少くないのである。

第二には、選挙干渉が行はれやすい。何となれば小選挙區制は、僅少の差で勝敗を決定

するので一方に多少の援助を與ふれば、形勢は直ちに逆轉するからである。また、相手が限定されてゐるから、いはゆる『ねらひ打ち』にも便利である。それで、時の政府は、その權力を濫用して、與黨の勝利を導くため、反對黨に對してはあらゆる壓迫を加へ、味方にはあらゆる助勢を與へるのである。

我が國の選挙史を見ても、明治二十五年の品川内相の大干渉以來、選挙の度に、干渉の行はれないことはないやうである。伊藤内閣の下には選挙干渉はなかつたやうであるが、その他はたゞ、露骨にやるか、陰險にやるかの相違に過ぎない。この選挙干渉も、單に選挙方法のみによるものではなく、要は政治家並に國民の政治理想に對する理解と實踐の程度に基づくものであることはいふまでもないが、干渉に乗ぜられやすい選挙方法が、その點について缺陷を持つてゐることも明かである。

第三には、小選挙區制は知名の士の當選を保證しないと云ふ點も、一般に、缺點の一つとして數へられてゐる。

元來 議員は選舉人の政治的意見を正しく代表する人であればよいので、いはゆる人物の大小などはどうでもよい。昔のやうに、政黨が或一人か二人かの『英雄の私黨』であつた時代には、その點が重要であつたらうが、今日のやうに、政黨は大衆に立脚するやうになつては、當選するものが知名の士でなければならぬといふ理窟はない。無名の人物でも、選舉人多数の政治的意見を代表するものは議員として完全な資格を持つてゐる。

しかし、政見を同じくする人であるなら、優秀な人物を出した方が、議會の品位を高め、能率を増す上において、より有効であることは争はれない。小選舉區制では、優秀な人物も落選することの多いのは、買収や因縁情實によつて投票が行はれやすい上に、ねらい打ちの干渉が利くからである。

大正十三年の總選舉で、政友會の總裁高橋是清氏が危く落選しようとした事實は、新たな記憶である。英國の例を見ても、一八六八年にはグラッドストーンが落ち、一九一八年にはアスキスやマクドナルド等も落選した。こんなことが公正な民意の反映でなかつたとすれば

それは小選舉區制の缺陷の現れといふべきであらう。

第四節 小選舉區制の補正手段

小選舉區制における不合理と不公平とを除去するために、色々の方法が考へ出されてゐる。その一つは、再投票制である。

再投票制 といふのは、第一次の投票で過半数を占めるものがなかつた場合に、更に全部の候補者について投票をやり直し過半数を得たものを當選させる方法であるが、第二回目の投票においても、なほ過半数を占めるものがなかつたときには、比較多數を得たものを當選者とするのである。

この制度は、曾つて、フランスに行はれ、その後連記制による比例代表法に變更されたが最近また逆戻りして、現にこの方法によつてゐる。また、獨逸の大統領選舉にも大體同様な方法が採用されてゐる。その眼目とするところは、比較多數當選法から來る缺陷を緩和する

ために、過半数主義によつて、多数代表法の原則を維持しようとするものであるが、それには種々の不都合が起る。

第二次の投票に際して、選挙人が前回と同一の候補者に投票すれば、この制度の目的は失はれてしまふし、他の候補者に投票すれば、同一党派の候補者がない限り、政見を二三にする結果となる。勢ひ、望みのないものは棄権する外はないが、一部の棄権によつて、誰か過半数の投票を占めたとしても、それは形式を整へるだけの話である。

また一方には、第二次投票を前にして、政黨間の妥協荷合が行はれる。正しき妥協であつても主義政策の変更は免れないが、その裏面には不正な取引も行はれやすいのである。それに、全部投票をやり直すのであるからその手数が大變である。フランスでは第一回投票の一周間後に再投票を行ふことになつてゐるが、一九二八年の總選舉では、六百十二人の中第一次投票で過半数を占めて當選したものは、僅に百八十四人に過ぎなかつたので、他は全部投票をやり直した。

次は 決選投票制 である。

これは、第一次投票で過半数を占めるものがなかつた場合に、比較多数の投票をとつた二人の候補者につき更に投票を行つて、その中一人を選び出す方法で、戦前の獨逸に行はれてゐた。第二次投票は、二人きりで争ふのであるから、その中一人は必ず過半数を占めることは明かであるが、決選に残つた二人以外に投票したものはどうするか。この場合にも、棄権するか、政見を犠牲にして二人の中何れかに投票するかといふ以外に道はない。さうだとすれば、再投票制と同様な非難を甘受しなければならぬ。その他、政黨間の取引を、誘發する點も、手数の煩雜な點も、再投票制と變るところがない。

そして、政黨の妥協、選挙人の變節政論等によつて、正しき民意の表現と見るべき第一次投票の結果が曲けられて、幾多の不公平を來たすことは、獨逸の選挙の歴史が明かに示したところである。

また、選擇投票制と優先投票とがある。

選挙投票制によれば、三人以上の候補者が一人の議員を争ふ場合に、選挙人は投票用紙の上に、その欲する順序に従つて(一)、(二)の番號をつけて、二人の候補者の氏名を書く。そして、開票の結果、(一)の番號の投票だけで過半数を占めるものがあれば、これを當選させるが、一人も過半数に達するものがないときには、(一)の投票の多いもの二人を残し、その他のものは全部落選と決めて、その投票の中から、右二人の候補者に(二)の番號をつけてあるものを拾ひ、それを計算して二人の得票にそれ／＼加算する。かくて二人の中得票合計の多いものを當選と決定するのである。

優先投票制といふのも、大體似たやうな方法であつて、三人以上の競争の行はるゝ一人區では、各候補者に一、二、三等の順序をつけて投票する。(一)の番號の投票だけで過半数を占めるものがないときには、(二)の番號の投票を計算し、各候補者につき(一)、(二)の投票を合計して、その得票が全體の過半数を占めるものを當選とする。それでも、過半数の得票者がなければ、更に(三)の番號の投票について同様の手續を繰り返すのである。

これ等の方法は、再投票や、決選投票に比し合理性に富んでゐる上に、投票は一回きりでよいから手数もかゝらぬが、第一順位の投票と第二順位以下の投票とを同價値のものとして計算することは、選挙人の意思を尊重する所以でない。また、候補者側からいつても、當選を確實にするためには、第三順位、或ひはそれ以下の投票をも吸収する必要があるので、結局各方面に秋波を送ることになつて、明快な政策をふりかざし選挙の大道を直進することが出来なくなる。更にまた、比較的當選の望みの少い政黨は、他の小政黨と共謀して多數黨の候補者をたゞき落すための策略的投票も行はれやすい。

小選挙区制の缺陷を緩和するために、以上の如き諸方法が案出されてゐるが、これ等は何れも餘弊を伴ふのみならず、その目的をさへ達し得ないものがある。よしや、多數代表法の精神たる多數決主義を維持することが出来るとしても、これによつて、多數代表法に内在する根本缺陷、即ち、少數代表を無視するといふやうな點を、除き去ることは到底出来ない。

第五節 大選連記投票法の欠陥

大選連記投票法といふのは、その選挙区の議員定数だけの候補者を連記して投票する制度である。

甲黨を支持するものは、甲黨の候補者を定員の数だけ並べて書き、乙黨に投票したいものは、乙黨の候補者を定員の数だけ並べて書くのであるから、小選挙区で二人の候補者が一人の議員を争ふ場合と少しも變らない。一票でも多数の投票をとつた方の政黨が、その区の全議員を獨占することが出来る。たゞ、異なるところは、小選挙区単記投票法は一人の議員を選出するに反し、大選連記投票法は数人の議員を一團として選ぶに過ぎない。

従つて、小選挙区について言ひ得る缺點は、多数代表法としての性質に關する限り、大選連記法にも大半當てはまる。政黨が發達しない時代ならば、次のやうなことも想像されるであらう。

定員三名の選挙区

- 甲 A、B、C に投票
- 乙 C、D、E に投票
- 丙 E、F、A に投票

こんな假定が許されるれば、甲、乙、丙三人の投票は平等に代表され得る。

しかし、今日のやうに政黨が發達し、各候補者は政黨を背景として選挙に臨む場合には、右のやうな候補者の組合せは、事實上あり得ない。それがあつたれば、投票の本質に反するものであつて、情實因縁による選挙の極端な例に過ぎない。従つて、一般的にいへば選挙人は各政黨の推す候補者に基いて投票を行ひ、一の政黨を贊成するものはその政黨に屬する候補者のみを連記し、他の政黨に贊成するものはまたその政黨の指定する候補者のみを連記するといふことにならざるを得ない。その結果は、原則として多数を得たる政黨の各候補者が當選することになり、少数黨は全く當選者をかち得ないわけである。

殊に最近では政黨は經濟的或は階級的利害關係に基く傾向が強く、漸次固定的な性質を帯

びようとしてゐる。かゝる状態の下では今日の少数黨は直ちに明日の多数黨となるといふやうなことは期待し難い。さういふ事情が續く限り、少数黨は投票すること自體が全く無用であるともいはれるのである。これは小選舉區の場合も同様であるが、小選舉區制では一つの選舉區では、少数黨でも他の選舉區では多数黨であるといふ機會が比較的多いとも見られる。然るに、大選舉區連記投票制では、選舉區が廣く、區の数が少いので、さうした偶然性を期待することすら困難である。

この大選舉區連記制を採用してゐる國は、ベルギーであるが、その不都合が餘りに甚だしかつたので遂に一八九九年に比例代表制を施すに至つた。我が國の貴族院伯子男議員の互選は、今なほこの連記制によつてゐるが、その不合理と不公平とは普く知れ互つた事實である。

要するに、連記投票制においては、たゞ一票の多数でも得た黨派は、その選舉區の定員全部を獨占することが出来るのであるから、少数黨にとつて如何に不公平な結果を來すかは多

く説明するまでもなく明かであらう。ベルギーにおける總選舉の實例は雄辯にそれを物語つてゐる。

一八八四年の總選舉

黨派別	得票數	當選者數
カトリック黨	二七、九三〇	五〇
自由黨	二二、一一七	二

一八九五年の總選舉

黨派別	得票數	當選者數
自由黨	五八六、一四七	二〇
社會黨	二七九、一三三	二八
カトリック黨	八七三、六五〇	九七
基督民主黨	八一、二七九	二

右の中、前の例は殊に著しいが、大選舉區連記の方法による以上かうした無茶苦茶な結果は免れ難い。この方法が少数黨彈壓制度といはれ、またその目的のためにこそ採用される

所以である。

以上述べたところによつて、多数代表制の缺陷は大體明かになつたと思ふ。小選舉區單記投票によるにせよ、大選舉區連記投票によるにせよ、少数者の意見は議會に代表されず、而も、その投票は反古同様となつて參政權を有するに拘らず實質上は選舉に關與しないのと同じ結果に陥るのである。即ち、多数代表主義は、少数者の意見が議會に代表されないといふ點において、更に死票の數を増して投票の効果を實現させないといふ點において、根本的な缺點を有するものである。國民は等しく平等の資格において政治に參與するといふ近代議會政治の基礎觀念と相容れざるはいふまでもない。少くとも、國民代表機關たる議會の構成員を選出する方法としては、この多数代表制は破産の宣告を受けたものと斷じて差支あるまい。

第三章 少数代表法の缺陷

第一節 少数代表法

多数代表法の缺點を補ふために考へ出された一つの方法が少数代表法である。従つて、少数代表は、少数者の意思をも代表させる道を開いて、無駄の投票を出来るだけ少くしようといふことを目的とする。

これが、決議のやうな場合だと、特定の問題に對し積極的な意見を有するものと消極的な意見を有するものとの、兩方の意思を二つながら生かすといふことは出来ない相談である。手近な例でいへば、普通選舉をやるべしといふ意見と、やるべからずといふ意見とは全く相反する意見であるから、一方に従へば他方を捨てなければならぬことはいふまでもない。こんなときには多数の意見によるのが最も公平であつて、また最も合理的なやり方である。

しかし、選挙の場合には、普通何人かの人を選び出すのであるから、甲黨を選びたいと思ふもの、意見を生かすと共に、乙黨を選びたいと思ふもの、意見を生かすといふ方法もあり得るわけである。たゞ、甲黨に賛成するものと乙黨に賛成するもの、数が違へば、甲黨のものが多く選出され、乙黨のものは少く選出されるといふことは自然の勢であつて、やむを得ないばかりでなく當然のことでもある。

少数代表法は、こゝに着眼して考案された一種の選挙方法であつて、多数決主義に對する一つの修正である。

この少数代表法にもいろいろの種類がある。左にその主なるものを挙げて見る。

- 一 制限連記投票法
- 一 遞減連記投票法
- 一 集積投票法
- 一 集積制限投票法
- 一 大選舉區單記投票法

第二節 制限連記法と遞減連記法の缺陷

制限連記法 は大選舉區連記制に對する補正方法である。大選舉區連記制では、その選挙區の定員全部を連記させるのであるが、制限連記制では、定員数の一部分を連記させるのである。例へば、五人の議員を選び出す選挙區で、甲黨を賛成するもの五千人、乙黨を賛成するもの三千人とすれば、甲黨の賛成者はイ、ロ、ハの三人を連記し、乙黨の賛成者はニ、ホ、ヘの三人を連記するのであるから、イ、ロ、ハが各五千票を得、ニ、ホ、ヘが各三千票を得て、イ、ロ、ハの三人とニ、ホ、ヘの二人が當選することになる。すなはち、五名の中二人は少数黨が占め得るので、單純な制限連記の場合と異なり多数黨が全部を獨占するといふことはないわけである。即ち、少数黨保護の目的が達せられることになる。

- 一 多数黨の力を相當以上に弱め過ぎること

假に五人の定員の中三人を連記する制度において、甲黨はA、B、C三人を候補者とし、乙黨はD、H、Iの三人を候補者に立てたとすれば、甲黨の賛成者は五千人の多数であるに反し、乙黨の賛成者は五百人の少数に過ぎないとしても、甲黨の三人に對し乙黨は二人の當選者を出すことが出来る。これでは、多数黨たる甲黨に餘りに氣の毒である。

二 投票の分配を巧妙にやれば多数黨が全部の議員を獨占し得る場合もあること

三人の定員の中二人を連記する制度において、甲黨の賛成者四十五人、乙黨の賛成者二十九人とすれば次の如き結果をも生じ得る。

甲黨の得票数	四十五票
内	AとB 十五票
	BとC 十五票
	CとA 十五票
乙黨の得票数	二十九票
内	DとC 二十九票

右の場合甲黨のA、B、Cは各三十票を得て全部當選し、乙黨のD、Eは二十九票で一人

甲黨の得票数	五千票
内	AとB 千票
	BとC 千票
	CとD 千票
	DとE 千票
	EとA 千票
乙黨の得票数	四千四百票
内	FとG 千四百票
	GとH 千四百票
	HとI 千四百票
	IとF 千四百票

も當選し得ない。

三 少数黨が却つて多数を占むる場合もあり得ること

甲黨の賛成者五千、乙黨の賛成者四千四百として甲黨は五人の候補者を立て、乙黨は四人の候補者を出して五人の定員を争ふ場合、二名連記制によるとすれば次の如き結果を假定し得る。

即ち、乙黨の候補者は何れも二千二百票を得るに對し、甲黨の候補者は二千票をとるに過ぎない。従つて、少數黨たる乙黨が四人を得て多數を占め、多數黨たる甲黨は僅かに残りの一人を出し得るに止まる。

四 少數黨保護の目的を達するとしても第二多數黨位の保護に過ぎないこと

定員五人のところて三名を連記するとすれば、三名は第一黨が占め、残りの一名は第二黨が占めて、第三黨以下の少數黨は當選者を持ち得ないことは明かである。二名連記とすれば幾分機會があるが、さうすればまた逆に、前にいつたやうな、少數黨が却つて多數を占めたり、多數黨が投票の分配を巧妙にやつて議員全部を獨占したりする機會も増加する。

遞減連記法 は普通の連記制の場合と同様に定員数だけの連記を許すが、その連記された各候補者の得票の效力を平等に認めないで、連記の順序によつて差等をつける方法である。

例へば、甲、乙、丙三人をその順序に列ねて記した投票が三百票あるとすれば、甲の一票は一、乙の一票は二分の一、丙の一票は三分の一の效力があるものとして、甲は三百票、乙

は百五十票、丙は百票の投票を得たものとするのである。そこで、假に甲黨は三百票、乙黨は二百四十票を得たとすれば次の如き結果になる。

甲黨

- A (第一順位者) 三百票
- B (第二順位者) 百五十票
- C (第三順位者) 百票

乙黨

- D (第一順位者) 二百四十票
- E (第二順位者) 百二十票
- F (第三順位者) 八十票

この場合、三人定員とすれば、A、D、Bの三人が當選するのである。普通の連記制であれば、甲黨のA、B、Cが全部當選して乙黨の方は一人も當選者を出し得ないわけであるが、この方法によれば乙黨からも一人を出すのであるから少數黨保護の目的に適ふといふのである。

併しながら、この方法が必ず目的を達するためには、前の表のやうに、第一順位者、第二

順位者、第三順位者が各投票とも一致することを要する。Aを第一に書くものもあれば、Bを第一に書くものもあるといふのでは、通算の結果は、結局多数黨の各候補者の得票の方が少数黨のどの候補者の得票よりも多数になつて、多数黨獨占に終る場合が多い。この關係は表をもつて説明すれば明らかであるが、常識的に考へても、容易に想像し得ることであらう。而も、順位のつけ方は選挙人の自由意思にあるのだから、この方法が少数代表の實を擧げ得るかどうかは偶然にまかされてゐるわけで、何等の保證もない。そればかりではなく、組合せ次第によつては、却つて少数黨が多数を占める場合もあり得る。

この不都合を避けるためには、政黨の作つた候補者名簿の順序によつて投票させるといふことにすればよい。學者はこれを嚴正強制名簿主義と呼んでゐるが、さうなれば、單純な遞減投票法ではなく、比例代表的の性質を加味されたものとされてゐる。

第三節 集積投票法と集積制限投票法との缺陷

集積投票法 といふのは、連記投票の場合と同様に議員定数だけの連記を認めるが、必ずしも異なつた候補者の名前を連記する必要はなく、同一人の名前を並べて差支へはない。そこで、少数黨は或候補者に投票を集中することが出来るわけであつて、この投票の集中によつて、少数黨に代表選出の機會を與へようといふのがこの方法の目的である。

例へば、定員三人の選挙區において、甲黨は四千人の味方を有し、乙黨は二千人の同志を有するとして、甲黨の四千人は、同派の候補者A、B、Cを連記し、乙黨の二千人は同派のD候補者に投票を集中して、D、D、Dと連記したとすれば、Dは六千票を得、A、B、Cは各四千票を得ることになるから、少数黨たる乙黨もD一人だけは完全に當選させることが出来るのである。

この方法の第一の缺點は、政黨の地盤測定或ひは選挙人に對する政黨的訓練が十分に行届いてゐなければ、候補者の立て方と投票の分配如何によつて、少数黨が却つて多数を占め得る危険を伴ふことである。候補者の立て方を誤つた場合の假定の例を擧げて見るに、定員三人の選挙區において、甲黨の贊成者二千五百人、乙黨の贊成者二千人とし、甲黨は候補者

A、B、Cを立て、二千五百人にこれを全部連記させ、乙黨は候補者D、Eを立て、二人の半分はD、D、E、他の半分はD、E、Eと書かせたとすれば其の結果はA、B、Cは二千五百票づつを得るに對し、D、Eは各二千票を得ることになる。即ち、この場合には少數黨たる乙黨が三人の中二人を占めて多數を出すわけである。候補者の立て方は誤らないでも、投票の集中を間違へば同様の結果が起り得るのであつて、その實例は、この制度を採用したところには屢々見受けられる。

この危険を避けるためには、多數黨は候補者の立て方、投票の集中方法を慎重にしなければならぬが、さうすれば、却つて、その實力相應の當選者を出し得ないことになる。而も、選挙區が大きくなればなる程、地盤の測定、政黨的訓練といふやうなことは困難になるのである。益々この種の危険は増加するわけである。さればといつて、選挙區を小さくすれば、少數代表の效果は薄らいでしまふといふ反對の缺點がある。

第二の缺點は、選挙の自由公正を害する恐れがあるといふことである。何となれば、右の

やうな事情がある限り、各政黨は地盤の測定を適確にするために、選挙人の意思を探り出すに必要な凡ゆる方法を講ずる結果として、選挙の自由公正を保障すべき投票の秘密といふこととは失はれてしまふからである。これは同様な理由から、制限投票制にも避け難い缺點といはれるが、選挙から自由公正が失はれたならば、選挙の本質はないも同様であつて、それは直ちに、選挙の腐敗、政治の墮落を意味するものである。

この方法の補正手段として、過剩投票の移譲によつて各政黨の得票と當選數とを公平にしよといふ案がある。しかし、これも、前記過剩投票制に對する修正と同様、少數代表法の域を脱して比例代表制に踏み込んだものであるといつてよからう。

集積制限投票法 といふのは制限連記投票法と、集積投票法との合の子であつて兩方を併用した案である。即ち、定員數だけを連記せずに制限された數を連記するのは制限投票であり、各異なつた人を並べず投票を一人或ひは數人に集中するのは集積投票である。従つてこの方法は兩者の長所を有すると共に、その短所をも併せ有するものといはれる。

第四節 大選舉區單記投票制の缺陷

大選舉區單記投票制は、制限連記投票制の一種だともいはれる。制限連記投票制では、數人の定員の中何人かの制限された人數だけを連記するのであるが、この方法はその制限を極端にして一人とした場合だと見られるからである。

我が國では明治三十三年の選舉法改正以來大正八年小選舉區制復活に至る間、この方法が採用されてゐるが、我が國の大選舉區時代、千九百十年(明治三十四年)に出た英國の選舉制度調査委員會の報告書には次のやうなことが書いてあるさうである。(藤澤利喜太郎博士「總選舉讀本」)
「リミッチング・ヴォートの一種の變形は日本において行はれてゐる。一選舉區の定員は平均八人であつて、各選舉人には唯一人の候補者にのみ投票することが許されてゐる。されば定員八人の選舉區において選舉人總數の八分の一の味方を有することの出来る黨派は必ず一人の議員を出すことが出来る」と。

大正四年の總選舉

黨派別

得票數

當選者數

比例配分による當選數

即ち、大選舉區單記投票制は、制限連記制の變形的方法と見てゐるのである。しかし、森口繁治博士の如きは、小選舉區單記投票制に對する修正方法であると見てゐる。何れにしても、數人の議員を選び出すのに選舉人はそれ〴〵一人に投票するのであるから、この選舉區の同意見者が或程度の數あれば少數黨でも、數人の定員の中一人或ひは何人かを選出することが出来る。連記制の場合のやうに全部多數黨に獨占されることはない。又小選舉區制では一人の議員を出すのであるから一票の差でも少數黨は無代表に終らなければならぬが、大選舉區になれば、他の地域の同意見者と協力することが出来るのでその投票が或程度以上ある限り、全然代表者を出し得ないといふことはない。
我が國の經驗では比較的公平な結果が現れてゐる。試みに、大選舉區制による最後の二回の總選舉の實例について見るに次の如き數字になつてゐる。

同志會	五二三、二二八	一五三	一四二
政友會	四四六、九三四	一〇八	一一一
大正六年の總選舉			
黨派別	得票數	當選者數	比例配分による當選者數
政友會	五〇四、七二〇	一六五	一四八
憲政會	四六九、二四三	一一一	一三九

右兩度の選舉の結果に現れたところからすれば、何れも多數黨が得票數に比し、や、多くの當選者を出し過ぎてゐるが、大體においては、見逃し得ないやうな不公平ではない。我が國に關する限りでは、右の實例が示すやうに相當の目的を達してゐるといふことが田來るが、その効果は決して、この制度の必然的な歸結として保證されるべきものではない。言ひ換へれば、我が國の例は偶然の現象とも見られる。

この方法の缺點は、制限連記制についていつたと同様、候補者の立て方と、投票の分配如何によつては、多數黨獨占の場合も生ずると共に、また却つて、少數黨が多數を占めると

いふことも起り得ることである。次に二つの場合を假定して見よう。

五人區で甲黨は一萬票、乙黨は九千五百票を得たとしてその投票の分配が次の如くなつてゐたとすれば、甲黨は五人全部を當選させ得るに反し、乙黨は一人も當選させ得ない。

甲黨	A 二、〇〇〇	B 二、〇〇〇	C 二、〇〇〇
乙黨	D 二、〇〇〇	E 二、〇〇〇	計 一〇、〇〇〇
甲黨	F 一、九〇〇	G 一、九〇〇	H 一、九〇〇
乙黨	I 一、九〇〇	J 一、九〇〇	計 九、五〇〇

また同様の場合に、次の如く投票されたとすれば、甲黨は多數の得票を得たに拘らず、僅に一人、乙黨は少數の得票を以て四人を出し得るのである。

甲黨	A 四、〇〇〇	B 一、五〇〇	C 一、五〇〇
乙黨	D 一、五〇〇	E 一、五〇〇	計 一〇、〇〇〇
甲黨	F 二、〇〇〇	G 一、九〇〇	H 一、九〇〇
乙黨	I 一、九〇〇	J 一、八〇〇	計 九、五〇〇

落させる原因をなすことは既に述べた。得票を前以て約束する最も手取り早い方法は買収であるが、我が國の選舉に買収がつきものとされた一面の理由はこゝにあるともいへよう。更に、無代表投票の點について見るに、小選舉區制または大選舉連記制と異なり、一票でも多くの投票を得た候補者或ひは政黨が全議員を獨占するとは決つてゐないので、その區の少數者の投票は悉く死票とはならない。従つて、無代表投票の數を減することは明かであるが、落選者の得票については、何等の手段も講ぜられないので、やはり相當多くの死票が出る。

左に我が國の大選舉區時代の選舉の結果を例示しよう。

大正四年の總選舉

有效投票數	一、四〇五、八三七
當選者得票數	一、〇八七、七二七
落選者得票數	三一一、一一〇
當選者得票百分比	七七・四弱

落選者得票百分比

二二・六強

大正六年の總選舉

有效投票數	一、二九三、七〇二
當選者得票數	九九四、九八五
落選者得票數	二九八、七一一
當選者得票百分比	七六・九弱
落選者得票百分比	二三・一弱

小選舉區時代の三割五分からの死票の數に比すれば、一割二三分の減少ではあるが、尙有效投票の二割二三分が代表の効果を收め得ないで、實質上議會に對する發言權を封鎖されることは、許すべからざる缺陷といはれる。

第五節 中選舉區制の缺陷

我が國の現行中選舉區制も、大選舉區單記投票制の一種に外ならぬ。我が國では、原則と

して府縣を單位とする區制を大選舉區制といひ來つたので、現在の區劃のやうに、府縣の中を更に細分して、一區の定員を多少減じたものを、中選挙區制と名づけてゐるが、理論は全く同様である。

現行區制は、一區の定員を三人乃至五人とし、全國を百二十二の區域に分ち、三人區五十三、四人區三十八、五人區三十一としてゐる。そして、この區域によつて、單記投票で選挙を行ふのである。

そこで、大選舉區單記投票制の缺點は、移して以て、中選挙區單記投票制の缺點といふことが出来る。更に、定員の数が少いだけに長所が失はれてゐるともいはれる。

この中選挙區制による總選挙は、昭和三年と昭和五年に二回行はれた。その經驗は、何れも世人の記憶に新しいことであるが、今、この二回の總選挙の實例について、中選挙區單記投票制の得失を調べて見よう。

第一回普選の際は、各政黨殊に政友會と民政黨と中立の各候補者、得票數、當選者の分け

政派別	得票數	當選者數	比例配分による當選者數
政友會	四、二六〇、一五九	二一九	二〇一
民政黨	四、二六二、五八〇	二二七	二〇一
勞農黨	一八七、〇四七	二	九
日勞黨	八三、〇一七	一	四
社民黨	一二三、四七七	四	六
日農黨	四〇、二一七	〇	二
地方無産	三七、三七三	一	一
無産各黨計	四七一、一三一	八	二二
實業同志會	一七二、〇七四	四	八
革新黨	一〇二、九九八	四	五

方が世上まちくであつた。特に内務省の發表は著るしく政友會の當選者を多く數へてあつた。こゝでは朝日新聞の調査を基礎として數字を掲げることとする。それによれば、第一回普選の結果は左の通りである。(朝日新聞「第一回普選總選挙大觀」)

中立	五九一、八一四	一四	一六
合計	九、八六〇、七五六	四六六	四六六

備考 藤澤博士著「熱選選讀本」の配分は民政二〇二、革新四三となつてゐる。得票数の基礎数字を多少異にする上、候補者数に當選者の所屬政派別も幾分本調査と相異するが、同書にはこの外興味ある統計が精密なる調査に基いて盛られてゐるので参照されたし。

右の表を見て第一に目につくのは、民政黨の方が政友會よりは得票数は二千票以上多いのに、當選者の数は政友會の方が二人多いことである。これ位の不均衡は取り立て、問題にする程のことではないとも見られるが、どちらが第一黨になるかの境目であるから、僅か二人の差と雖も重大な意味がある。即ち、政友會は得票数からいへば、少數黨であるべきはずのものが、事實は議會に多數の議員を占めて、第一黨となつたのである。しかし、得票数と當選議員数との間に比例關係を保證すべき理論的根據のない中選挙區單記投票制としては、政民兩派については大體公平な結果を齎したものと云へる。それでは、その他の小黨派はどうかといふに、革新と地方無産とを除き、その他は何れも著しく不利な立場に置かれてゐる

この中、中立は政見を同じくするもの、一團と見ることは出来ないから別であるが、中央無産政黨各派、實同共に得票数に比し選出議員数は少な過ぎる。この點から見れば、小數代表の目的は十分に達せられてゐないのである。けれ共、大體から云へば極端な不合理な結果は現れてゐない。

右は全國的總決算について見たのであるが、各選挙區別に見ればいろ／＼の不公平な場合が起つてゐる。その第一は、多數を占むべき政黨が却つて少數の議員しか出せなかつた例である。その最も顯著な場合は兵庫縣第一區であるが、同區では民政黨は四萬六千票以上を獲得して唯一人の議員を出したに對し、政友會は二萬一千票餘をもつて二人、日勞は八千票足らずをもつて一人、その他に中立五人の候補者が合せて一萬七千票をとつて一人出してゐる。この得票数を各派に比例的に配分すれば、民政黨は三人、政友會と中立は各一人となつて、日勞黨は一人も出し得ない計算である。これは、民政黨の一人が法外に多數の得票を獨占したためである。第二の例は、當然一人を出し得べき少數黨が全部を多數黨に獨占された場合である。宮城縣第二區がそれである。こゝでは民政黨四人、政友會四人、都合八人の候補者が出て三人の定員を

争つたのであるが、全部民政黨の三人が當選した。然るに、その得票數は民政三萬七千票に對し、政友三萬三千票で、民政二人、政友一人の當選者となるべきはすのところである。第三には、當然一黨が全議員を獨占すべきところで、他の黨派に進出られた例である。山口縣第一區について見るに、政友會は六人の候補者を立て、七萬票をとり、民政黨は二人の候補者をもつて、一萬七千票をとつた。そこで、得票數の割合からすれば、政友會が定員四人とも全部占めねばならぬ勘定になるが、事實は民政黨に一人を奪はれた。この場合は政友會の候補亂立に起因する。

右の如く、候補者の立て方や、投票分配の失敗から、得票數と選出議員數との不調和が種種現れてゐるが、政友會と民政黨とのさうした失敗によつて、漁夫の利を占めた少黨派のあることは面白い現象である。その例の一つは、兵庫縣第一區から日勞黨の河上丈太郎氏が當選したことであるが、この例については既に述べた。その他について二三拾つて見るに、福岡縣第二區の龜井貴一郎氏(社長)、大阪府第二區の武藤山治氏(實業)、京都府第一區の水谷長三郎氏(勞農)等、何れもさうである。

普選第二回總選舉の結果は次の如くである。(朝日新聞「第二回普選總選舉大觀」)

政 派 別	得 票 數	當 選 者 數	比例配分による當選者數
民 政 黨	五、五二二、二七六	二七三	二四九
政 友 會	三、九二三、七九九	一七四	一七四
社 民 黨	一七〇、三八八	二	八
大 衆 黨	一六五、二九八	二	七
勞 農 黨	七八、五四八	一	三
全 民 黨	一九、六九五	〇	一
地 方 無 産	七〇、四一四	〇	三
無産各黨計	五〇四、三四三	五	二二
國民同志會	一二八、四九六	六	六
革 新 黨	五五、四六八	三	二
中 立	三〇五、八四五	五	一三
合 計	一〇、四四〇、二二七	四六六	四六六

備考

本回には長野縣第一區と京都府第二區との二つの無投票區が出来た。従つて比例配分をする際はこれを除いて置いて、後で兩區の當選者民政四人、政友二人をそれへ加へて置いた。

今回は得票數に比し民政黨が議員をとり過ぎ、無産各派がとり足りない。多數黨に有利にして、少數黨に不利な結果とも見られるが、他方、國同と革新とは少數黨であるに拘らず、得票數相當の當選者を出してゐるから、必ずしもさうともいはれない。この事實からすれば、少數黨でも或程度に既成政黨としての形を有するものには有利で、新しい政黨には不利であるといふ結論も生れて來るが、それよりも、偶然の機會に惠まれた漁夫の利と見る方が正しいやうである。それは、選挙區別の實例について見れば明かである。

國同が當選者を出したところは、京都府第一區、大阪府第二區、同第四區、兵庫縣第三區、静岡縣第一區並に滋賀縣であるが、この中、京都府第一區と滋賀縣の場合を除く外は、得票數の割合から當選數を振當つれば、何れも落選の運命に置かれてゐる。それが當選したのは、政民兩派が候補者を亂立したり、或一人の候補者が票をとり過ぎたりしたお蔭である。その一例として、大阪府第四區の場合を數字によつて説明するに、同區は四人定員のところに民政黨か

ら泡沫候補を合せて五人候補者が立つて六萬票をとつたに對し、政友會は一人きり立つて一萬七千票、國同も一人で一萬四千票をとり、残りの三萬二千票を無産各派六名が分割したのであるから、得票數の案分によつて當選者を出せば、民政三、政友一となるところであるが、事實は國同から一人當選した。これは民政黨の候補亂立と投票分配の下手際から來た副産物である一々例を擧げては却つて煩雜であるから省略するが、大阪府第二區、兵庫縣第三區、静岡縣第一區何れも同様で、大阪府第二區は同第四區同様民政黨の投票分配の失敗により、静岡縣第一區と、兵庫縣第三區とは政友會の候補亂立により、拾ひものをしたに過ぎない。

革新が三人の當選を得たことも、新潟縣第三區の大竹貫一氏の場合を除いては、東京府第三區の田川大吉郎氏も兵庫縣第四區の清瀬一郎氏もいはゞ既成大政黨の誤算に乗じたものであつて、大政黨が地盤の測定と投票の分配を誤らなかつたら落選してゐたかも知れない。勿論、これは結果についていふことであつて、實際の選挙には色々の要素が働き、相互のかけ引きもあるのが、一概に斷定するわけには行かないが、それ等の條件は中選挙區單記投票制の理論的歸結の外に立つもので、保證し難き偶然に過ぎない。

多數黨が巧みに投票の分配を行つた結果、少數黨を憐めな敗北に終らせた例の多いのを見

れば、中選挙区制の投票制が少数保護の目的を達するのは偶然に過ぎないといふことは、一層明瞭になると思ふ。その實例の一つとして、三重縣第一區の場合を挙げる。同區では、民政黨四人、政友會三人立候補して民政黨は四人全部を當選させ、政友會は僅に一人を出したが、その得票数は民政七萬四千に對し、政友四萬、比例配分によれば民政三、政友二の當選者数とならなければならぬ。また大阪府第一區は定員三人を悉く民政黨が獨占したがその得票数は民政四萬二千、政友一萬六千で得票数からすれば、政友會も一人はどうかして出し得たはずである。

ところが、反對に多數黨たるべきものが少数黨になつたところもある。その一例は、宮城縣第二區である。こゝでは、前回の選挙に民政黨がその實勢力以上の結果を收めて定員三名を全部射落したが、今回は辛うじて唯一人を出した他は皆政友會にとられてしまつた。その敗因は、前回の成績を過信して候補者が四人も飛び出したためであるが、今回も得票数は四萬二千で政友會の三萬一千に比し遙かに多に拘らず敗れた。また北海道第五區も、得票数

は民政黨の方が多くして當選者は政友三人に對し、民政は僅に一人に過ぎなかつた。

普選第一回、第二回の總選挙の結果は、全體から見て得票数と當選者数の割合は思つたより公平な成績を收めたとしても、それは、全くの偶然によつたものであることは、以上述べた實例が雄辯に物語るものと思ふ。即ち、或ところでは、多數黨が損をし、他のところでは少数黨が損をしたので、全国的に平均して見れば、驚く程の不公平が現れなかつたといふに過ぎない。かやうに、損得が巧みに配合されるれば差支へないやうにも思はれるが、假に各選挙區共多數黨に有利に展開した場合は少數黨彈壓の結果が現れ、また逆に各選挙區共少數黨に好都合になつた場合には少數黨が却つて多數を占め、或は不相當の代表者を出すことになる。而も、かうした極端な場合を阻止する理論的根據を中選挙区制投票制それ自体に求めることは出来ないのである。従つて、何人も、そんな馬鹿なことにはならぬといふ保證をするわけには行かない。

これを免れる唯一の道は大選挙區制について云つたと同様に、各政黨が、選挙人の向背を

豫見して、候補者の数、投票の配分を誤らないやうにする以外にない。然るに、政黨が選挙人の意思を正確に見定めるといふやうなことは事實不可能に近い。若し、これを或程度にやらうとすれば、選挙人と政黨との間に、醜關係を結ぶきづとなることは繰返し述べたところである。現に投票の配分が、餘りに巧妙に行はれたところでは、官憲の干渉と、投票買収とがあつたのではないかといふ想像を世人に與へてゐる程である。

以上の説明によつて、中選挙区単記投票制も、決して投票の數に應じた公平な結果を議會に反映し得る保證はないといふことは承認されるであらう。

更にまた、死票の數に至つては、大選挙区制の場合よりも一層甚だしい。之は、選挙區が狭く、定員が少いことから來る當然の結論であるが、事實もこれを證明してゐる。

普選第一回の總選舉 (昭和三年)

有效投票數 九、八六〇、七五六
當選者得票數 七、〇六二、八一二

即ち、小選挙区制よりは、死票の數を幾分減じてゐるが、大選挙区制よりは多い。二割五分近く乃至二割八分以上の代表されない投票が出てゐるのである。

これを要するに、少数代表の諸方法は、少数者保護の目的を幾分達する點において、また死票を多少減する點において、多数代表法に優つてゐるが、その結果は偶然の分子に支配さ

落選者得票數 二、七九七、九四四
當選者得票百分比 七一・七弱
落選者得票百分比 二八・三強

普選第二回の總選舉 (昭和五年)

有效投票數 一〇、四四〇、二二七
當選者得票數 七、八五二、〇五五
落選者得票數 二、五八八、一七二
當選者得票百分比 七五・二強
落選者得票百分比 二四・八弱

れることが多く、各黨派がその得票数に比例した議員を占めることがないではないにしても、制度自体によつては保證されてゐない。更に、投票の買収の如き不正戦術の乗する機会も、除かれるものではない。何となれば、選挙競争は、小選挙区制と同様に、全く個人的に行はれ、各候補者は自分の當選を確實にするためには、一票でも多くの投票をかき集めねばならないので、不正な手段を講じて、一票の多きを望むことになるからである。

而して、我が國現在の選挙にとつて、最も重要視されてゐるものは、投票權を如何にして公正に行使するか、の點である。いひ換へれば、選挙界を淨化革正するには如何にすべきかの問題である。ところが、選挙方法の關する限りでは、現行中選挙区制はすでに試験済みとなつた。これ、現に、選挙革正審議會において、比例代表制が問題となつてゐる所以である。

多數代表法は、多數黨の意思だけを議會に反映して、少數黨の意思を代表する機會は少ない。少數代表法は、少數黨にも、議員選出の可能性を幾分多く與へるが、これとても決して十分ではないばかりでなく、或時には、少數黨が却つて多數の議員を占めるやうな不合理な結果が起る。それ程極端な場合は少いとしても、得票数と當選議員數との割合には不公平が起り勝ちである。そして、多數代表法も、少數代表法も、二つながら、議員代表といふ點からいへば、全然役に立たない投票が澤山出来る。澤山の投票をとり過ぎて當選したもの、餘分の投票が無用の長物であるし、また相當の投票をとつて當選することの出来なかつたもの、

第四章 比例代表法の目的、

原理並に種類の大別

第一節 比例代表法の目的と原理

多數代表法は、多數黨の意思だけを議會に反映して、少數黨の意思を代表する機會は少ない。少數代表法は、少數黨にも、議員選出の可能性を幾分多く與へるが、これとても決して十分ではないばかりでなく、或時には、少數黨が却つて多數の議員を占めるやうな不合理な結果が起る。それ程極端な場合は少いとしても、得票数と當選議員數との割合には不公平が起り勝ちである。そして、多數代表法も、少數代表法も、二つながら、議員代表といふ點からいへば、全然役に立たない投票が澤山出来る。澤山の投票をとり過ぎて當選したもの、餘分の投票が無用の長物であるし、また相當の投票をとつて當選することの出来なかつたもの、

得票は議會に選舉人の意思を代表し得ないことはいふまでもない。

多額代表法も、少数代表法も、右の如き缺點があつて、選舉の方法としては不十分なものであるといふことを前に説明して置いた。

比例代表法は右の缺點を除去するために考へ出されたものであるから、その目的は自ら明かである。即ち

- 一 少数黨にもその得票数に應じて、議員選出の機會を十分に與へること
- 二 當選に役立たない投票、いはゆる『死票』をなくして、いやしくも、選舉權を持ち、これを行使する程のものには或程度の同志があれば參政の實を擧げさせること
- 三 得票数と當選議員數との割合に比例關係を持たせること

を直接の目的とするものである。便宜上三項目に分つたが、何れも互に相關聯してゐることはいふまでもない。右の外、從たる目的としていろいろ擧げることが出来るが、それ等は後に述べることにする。(第七章第一節參照)

比例代表 といつても、その種類は三百種以上もあるといはれてゐて、その方法は何れも多少異なるが、目的は皆同様である。従つて、その原理には共通點があるわけである。その共通原理は、

「各選舉人の投票を通算して一定數の投票毎に一人の當選者を出し、一人の當選に役立たなくなつた投票は他の候補者に移讓してその候補者の當選に役立たせる」

といふ點にある。この原理が成り立つたためには、一人の議員を出すところの小選舉區制ではなく數人以上を定員とする大選舉區制でなければならぬ。これは比例代表を可能にする絶對的な條件である。何となれば、一人の議員を選出するのでは、各投票を通算して一定數毎に當選者を定めるといふことも、餘剩投票を他の候補者に役立たせるやうに移讓するといふことも出来ないからである。

さて、この原理が比例代表の目的をどうして達し得ることになるかを、次に説明しよう。小選舉區制では、一人の議員を選出するのであるから、一票でも多數の票をとつたものが

一人きり當選して、その他の候補者の得票は全部無代表の投票となつてしまふが、この無代表に終るべき得票を、その選挙區外の同種の投票と一緒にすれば相當の數に達する。大選挙區單記投票或は制限投票が或程度に少數代表の目的に適ふと共に死票の數を幾分少くすることが出来るといふのは、これがためである。この點については、少數代表の説明の際に述べた通りである。比例代表制においても、この投票の通算といふことが重要な要素である。即ち、各部分の投票を通算して、一部分の投票だけでは、到底代表者を出し得ない少數黨に議員選出の機會を與へるといふことが、この制度の第一の要件である。

次に、この外の制度では、比較的多數の票をとつたものから順番に當選者を決めるのであるが、この制度では、一定數の投票毎に當選者一人を出すのである。この一定數のことを當選商數、又は、當選標準數といふ。當選標準數を定める方法として、誰でも考へ得る最も常識的なものは、投票總數を定員數で割つて、その商數をとることであるが、假りに、この方法により、定員五人、投票總數十萬票の選挙區の當選標準數を定むれば二萬票である。比較

多數主義によれば、その得票は一萬八千票でも、一萬五千票でも、他の候補者に比べて少しでも多くの投票を得たものは何れも當選するのであるが、この制度では二萬票なければ當選出来ない。従つて、比例代表制では、この當選標準數が當選を可能にする最少限度の得票數であると共に、これ以上の得票をとるといふことは、當選には全然關係のない無駄なことである。この方法による以上、多數黨の候補亂立に乗じて、少數黨が漁夫の利を占めるといふやうな機會もなくなると共に、多數黨が投票を巧みに分配して全議員を獨占するといふことも少くなる。

第三に比例代表制にとつて最も重要な要素は投票の移讓である。一定數毎に一人の議員を出すのであるから、その一定數以上の投票はその當選者にとつては無用に歸する。これをこのまゝにして置けば、落選者の得票と同様に無効同様の結果となつてしまふからこの過剩投票は一定の條件によつて他の候補者に譲つて、その候補者の當選に手傳はせるのである。また他方到底當選覺えない候補者の得票も同様に他の當選圏近くにある候補者に移讓される。

これによつて、落選者の得票として無代表の運命に終るべきものが生きて来るのは當然である。これと共に各黨の得票はその黨に屬する、どの候補者の當選にか役立つことになるので、當選標準数の得票をとつてゐる限り、少數黨もその得票数に應じた當選者を出すことが出来るし、多數黨は多數黨としてその得票相當の議員を占めるわけである。即ち、一定の得票を基準として比例的に當選者を出すといふ目的にびつたり適ふのである。

説明の都合上三段に分つたが、これ等は何れも論理的な關聯を持つものであつて、比例代表の原理は、この三つが一體となつて出來上つてゐることはいふまでもない。

第二節 比例代表法の種類

比例代表の種類は、前にもいつた通り極めて多い。英國のフィツシャー・ウキリヤムといふ人は、『政治的代表的改革』といふ著書の中に、『この制度は現在三百種程あつて、尙どんどん發明されつゝあるやうだ』といつてゐる。併しこれを大別して、單記移讓式比例代表

法と名簿式比例代表法とに分類するのが學者の殆ど一定した意見のやうである。

而して、この分類の仕方は、比例代表にとつて最も重要な役割を演ずるところの投票の移讓方法と當選者を決定する方法の相異による。

投票移讓の方法から云へば、單記移讓式比例代表は、投票の移讓が選舉人の自由意思に任されるに反し、名簿式比例代表は、原則として各政黨の作成した候補者名簿の順によるものである。換言すれば、單記移讓式の方は何人に投票を移讓するかは選舉人自身が判断するのであつて、或黨の候補者を第一次とし他の黨の候補者を第二次とし、更に別の黨の候補者を第三次とするといふやうに移讓の順序を定めることも出來るのであるが、名簿式の方は名簿を基礎とするのであるから、いろいろの政黨の候補者を取りまぜて移讓を指定することは原則上許されぬ。勿論、名簿式にも後で説明するやうに各種の方法があつて、選舉人に選擇の自由を認めるものもないではないが、それはむしろ例外に屬するし、またさういふ制度の下においても、名簿式による以上は實際の投票に際しては、名簿に重きを置くのが普通である

から、大體において右の原則上の區別を立てることが出来る。この際一寸注意して置く必要のあることは、單記移讓式では各選舉人は誰に投票の移讓を指定してもよいとはいつたもの、その投票が當選に役立ち得るのは唯一回きりで、二重にも三重にも効力があるのではな
いといふ點である。名簿式でも單記制をとる場合は移讓式と同様に各選舉人の投票は一人の議員を選出するために役立つのみであるが連記制によるときは固より異なる。尙、これ等の點については、それ／＼の制度を解剖する際に再述する積りであるから、これ位に止めて置く。

次に、當選者決定の方法が異なるといふのは、單記移讓式では、個々の候補者の投票を計算して一定数の得票毎に各候補者の當選を決めて行くのであるが、名簿式では各名簿の得票数に應じて當選者数を割當て、その名簿について當選者を順次決定するといふ點である。この相異は投票方法の立前から來る當然の歸結で、移讓式では各選舉人は個人として代表者を選定するといふ形式をとるに反し、名簿式は政黨を基礎として代表者を選出することを公

に承認してゐるためである。

第五章 單記移讓式比例代表法

第一節 單記移讓式の沿革

單記移讓式比例代表法は千八百五十五年デンマークの上院議員選舉の一部に採用されたので最初の試みであるが千八百五十七年に英國の法學者トーマス・ヘヤーが『代表の機構』といふ小著を著し、次で千八百五十九年には『議會並に地方議會議員の選舉』といふ本を書いて、この制度を理論的に説明したので、この方法はヘヤーの名をもつて知られ、一名ヘヤー式比例代表法ともいはれてゐる。このヘヤーの著書は一般の注目を惹いたが『代議政治論』で有名なジョン・スチュアート・ミルの如きも同書第七章『眞のデモクラシーと僞のデモクラシー、全體の代表と多數者のみの代表』に『デモクラシーの純粹の觀念はその定義によれば、平等に代表された全國民による全國民の政治である』と前提して、ヘヤーの比例代表

法を稱讚してゐることは、よく引合ひに出される話である。

かやうに、ヘヤーやミルの宣傳によつて、この方法は英國を中心として研究の對象となり實際の制度としても、英本國(英國は小選舉區制を今尚持續してゐるが、大學選(舉區に限つて一九一八年この制度をとり入れた)及びその殖民地に用ひられるに至つたので、このことをまた英國式比例代表法とも呼んでゐる。

初めてデンマークに採用された方法は、この國の有名な數學者にして時の大藏大臣アンドレーの考案になるものである。これとヘヤーの案出した方法は大體似通つてゐる。その異なるところは、ヘヤーは全國を一選舉區とし、アンドレーは選舉區を分ける點と、前者は當選標準得票數に達しない候補者の票をも移讓するに反し、後者は當選者の過剩得票のみを移讓させるといふ點とである。その他は、當選標準數の定め方も投票移讓の方法も同様である。即ち、當選標準數は、投票總數を議員定數で割つた商とし、また移讓は選舉人の自由意思によつて、第一に希望する候補者の外第二次、第三次等の候補者をも書き添へ、その上に一、二、三等の順位をつけ置くといふのである。

このヘヤーや、アンドレーの方法にはその後幾多の修正が加へられた。その第一は選挙区制である。アンドレーは、すでに區制を認めてゐるが、ヘヤーは全國單一選挙區制を主張してゐる。然るに實際の制度としては、今日の如き大國家にあつては全國について選挙を行ふといふことはその手續が大變である。比例代表制がその目的を十分に達するためには、すべての投票が當選に役立つやうにしなければならぬことはいふを待たない。さうするには、當選標準數に達しない端數投票を最小限度に止めることが理想的で、この點からすれば、全國を一選挙區とするに越したことはない。しかし、一方また投票の移讓を指定する際にも、少くとも定員と同數だけの順位を付して置かなければ、比例代表の目的を貫徹することは出来ないのであるが、議會の定員、即ち、議員總數と同じだけ一、二、三、四の順序をつけるといふことは眞面目にやらうとすれば、非常に困難であるばかりでなく、かりに全部指定することが出来るとしても、投票移讓の計算は非常に煩雜になる。更に、全國に散在してゐる候補者の人物政見等を判斷することはいよく以て困難である。かういふ理由で、現在では

全國、選挙區説は餘り有力でなく、實際の制度としても三人乃至十人位の選挙區に分けてゐるやうである。
 次には、當選標準數の定め方並に移讓の方法についての修正であるが、これ等は後で説明する。

第二節 投票から開票まで

單記移讓式比例代表法といつても、最初に考へ出された頃から見れば、重要な點で大分變つてゐるし、實際上の制度も、國により異なつてゐるが、先づ一つの例について、投票から開票までの手續を述べる。

こゝに挙げるのは、タスマニア（一八九六年にこの制度を採用し、）に行はれてゐる方法である。先づ、選挙區は五人内外を定員とする大選舉區制をとつてゐる。各選挙區毎に選挙長を置き、選挙の期日前一定の日までに候補者の届出でをすることは我が國の現行制度と同様であ

る。各選挙長は届出された候補者の資格の有無を審査して候補者を確定する。そして、候補者の数がその区の定員数を超えない場合には投票を用ひずして當選者を決定することも我が國の現行法と異なるところはない。候補者数が定員数より多い時に選挙をするのであるが、選挙人は先づ各投票所に行つて型の如く投票用紙を貰ふ。その投票用紙には、各派の候補者の氏名が頭字順(我が國ではイロハ順又は五十音順にしてもよい)に印刷されてゐる。假に昭和五年二月の我が國總選挙の東京府第二區の例によつて投票用紙の模様を作つて見ると、次のやうになる。

順位	候補者氏名(イロハ順)
	犬養 健
	鳩山 一郎
	高橋 秀臣
	中島 彌四郎
	中村 高一

	長野 高一
	小滝 辰雄
	松野 喜内
	安部 磯雄
	赤塚 五郎

備考

外國の場合たゞ横書になつてABC順になるだけの相異である。大ていその裏面が横の方の空いた場所に投票に関する注意書をしてある。

さて、投票するにはどうするかといふに、先づ、自分の最も欲する候補者の氏名の上に(1)と書き、次に第二に欲する候補者の氏名の順位欄に(2)と書く、かやうに以下(3)、(4)の順に自分が當選を欲する候補者の数だけ順位をつけるのである。當選を欲しない候補者に順位をつけてならぬことはいふまでもない。それで唯一人しか希望する人がない場合には一人きりに(1)と記して置けばよい。その代りに候補者全部の當選を希望する場合には、その欲する度合に應じて全部に(1)、(2)、(3)、(4)の順位をつけてもよい。また、この單記移讓法は形式上政黨

政派を選ぶのではないから、各黨派の候補者を取り雜せて順位を記することも出来るのであるが、全然正反對の政策を標榜する政黨の候補者を、それでなければこれといふ具合に選ぶことは選舉人の政治意識が許すまい。この投票者のつけた順位に従つて所謂投票の移譲が行はれるのであるが、前にもいつたやうに投票が當選に役立つのは唯一回きりである。(1)に役立つか、(2)に役立つか、或はそれ等以外の順位のところを用ひられるかは開票して計算した後には決まることであるが、何れにしても投票の効力は一票分しかない。何人にも記號をつけて置きながら「單記」といふのはそのためである。

比例代表制は手数が面倒だといふが、選舉人のすることは(1)、(2)、(3)の記號をつけるだけである。我が國の現行制度のやうに候補者の氏名を書くよりか遙か簡単である。文字が讀めさへすれば、書けないでも投票は出来るので、選舉人にとつては却つて便利だといへる。しかし、記號のつけ方を間違へば投票は無効となる。左に無効投票の例を掲げる。

- 一 二人以上の候補者に(1)の記號をつけたものは無効である。

- 一 (1)の記號のないもの、又は他の記號をつけたものは無効である。

- 一 (2)の記號が二名以上の候補者につけてある場合は投票そのものは有効であるが、(2)に移譲する場合には役立たぬ。

- 一 (3)の記號が二名以上の候補者につけてある場合も同様(3)に移譲することは出来ない。

- 一 (1)の記號のみつけた投票は無論有効ではあるが、他に移譲されぬことはいふまでもない。

投票が済むと全部の投票を開票所に送ることは普通の通りであるが、この方法では投票の移譲を行はなければならぬので、開票所は一選舉區に一ヶ所と決まつてゐる。開票をするには投票全部を大きな机の上に集めて、(1)と書かれた候補者毎に投票を選び別け、各別の函に入れ、無効投票はまた別の函に集める。この選り別けは多數の開票人が分擔してやる。

開票が終ると各二名の計算官が、各候補者の得票を別々の計算臺に集めて、更に、其の選り別け方を検査しながら、各候補者の得票数を計算し、その結果を選舉長に報告する。さうすると、選舉長は計算に間違ひがないかどうかを改めて精査させた上、各候補者の第一順位者としての得票数を公示盤の上に書くのである。

第三節 單記移讓式の當選標準數算出方法

投票から開票までの順序を一通りタスマニアの例について述べたが、かくして第一順位者の投票がそれ／＼分れば、それを合せたものが有効投票の總數である。これによつて、選挙長は當選標準數を算出するのであるが、この當選標準數の定め方は、前にも一寸いつたやうに、トーマス・ヘヤーの最初に案出した方法、即ち

本邦の選挙法 一 選挙標準數

といふ公式には缺陷のある事が発見されて修正せられた。その缺陷といふのは當選標準數が餘りに大き過ぎるといふ點である。どうして大き過ぎるかは定員一人の場合について考へれば直ぐに分るが、この場合、ヘヤー式によれば、當選標準數は有効投票の總數と同様といふことになる。それは極端な假定で、比例代表數には一人一區といふやうなことはないから差支へないといふかも知れぬが數人を定員とする際にも困る場合が起る。いかに投票の移讓

を認める比例代表制といつても、反對黨の候補者にまで移讓の順位を指定するものは先づないと見なければならぬが、さうすると當選標準數が大きければ、それに達しない端數得票者が大分出て来る。そして、當選標準數に達するものだけでは議員定數に満たないことが生ずる。

簡単な例について説明しやう。今、定員五人、投票總數五萬票、甲黨の得票二萬六千、乙黨の得票二萬四千（當選標準數はヘヤー式によれば一萬票）として甲黨A、B、C、乙黨D、E、Fの各候補者に投票の移讓をし終つた場合の各得票數をA一萬票、B一萬票、C六千票、D一萬票、E一萬票、F四千票とすれば、A、B、D、E四人は當選するが、C、Fは何れも標準得票數に達しない。

かういふ際にはC、Fの中比較多數の得票者を當選者とすることをヘヤーは認めてゐるが、假に甲黨の各候補者の得票は右の通りとし、乙黨の三候補者には各一人のみを指定した投票がそれ／＼平等に八千票づゝ投ぜられたとすれば、甲黨は二萬六千票をもつて二人しか出さず、乙黨は二萬四千票をもつて三人を當選させるといふ、比例代表の目的に反する結果となる。

右のやうな不都合なことが生ずるので、一八八一年に、ドループといふ人が別の方法を案出した。ヘヤー式は一人區の場合を假定すれば、有効投票總數と、當選標準數とは同數となるといつたが、ドループも同様に一人區の場合について考へて見た。

例へば、一萬票の有効投票で一人の議員を選出するとすれば、當選の絕對確實にして而も多過ぎることのない得票數はどれだけであるかといふに、それは一萬票の半分に一票だけ多い數であることは直ぐに考へつく。即ち、この例では五千一票が當選するための、多過ぎることなければ、少な過ぎることもない標準數である。この數を出すには、次のやうな式が成り立つ。

$$\frac{10,000}{1(\text{定員})+1} = 5,001$$

同様に、二人の定員の場合には有効投票を三分した數に一票多ければよい。三人の場合四人の場合或ひはそれ以上の場合も理窟は變らない。そこでドループはこの原理の上に立つて次の公式を案出した。

有効投票總數 十一 = 當選標準數
議區定數十一

このドループ式當選標準數算出法はヘヤー式よりも遙かに優れたものとして、單記移讓式比例代表法には一般に採用されてゐる。タスマニア法においても、このドループ式によつて、當選標準數を算出するのである。

第四節 投票移讓の方法と當選者の定め方

當選標準數が決れば、第一順位者としての得票を各候補者別に見て、この標準數に達する得票のものを先づ無條件に當選させる。さういふものが一人あれば一人、二人あれば二人の當選は確定する。他の當選者を定めるには、第一に當選したもの、當選標準數を超過する餘分の投票から始めて順繰りに投票の移讓を行ふのであるが、この移讓の方法も最初にヘヤーの考へてゐたやうなことでは不合理な結果が起ることがあるといふので、幾人かの人によつて新たな方法が發明された。左に移讓の仕方をそれら紹介する。

27663

一 ハヤール法 ハヤール法によれば、先づ第一順位者の投票を計算して、その候補者の得票が當選標準數に達したところで、これを當選者とし、その餘分の投票は第二順位者に譲つてしまふ。第二順位者の得票數が當選點に達すれば第三順位者に送るといふ風に順繰りに投票を移譲して、上から来る過剩投票の分配を全部済ます。そして今度は逆に、當選標準數に達しなかつた候補者の中から最も少い得票のものを到底駄目なものとして抹殺し、その票を指定順位に従つて處分するといふのである。然るに、この方法によれば、どの投票から先に計算するかといふことによつて第二順位者の受ける移譲投票の數が異なつて來るので第二順位者の當落に重大な結果を及ぼすことになる。例についていへば、甲を(1)、乙を(2)と書いた投票八千票、甲を(1)、丙を(2)と書いた投票六千票あつたとして、當選標準數を五千とすれば次の二つの相異なる結果を來し得る。

- 一 甲乙の順の投票を先に計算すれば、甲は八千票の中五千票で當選し、乙は残りの三千票の投票を移譲されるに過ぎない。然るにこの場合丙は六千票の全部を移譲される。何と

なれば、甲はすでに當選してゐるので一票の投票も必要としないからである。

二 甲丙の順の投票を先に計算すれば、甲は六千票の中五千票だけが丙に移譲される。而もこの場合乙の受け得る移譲投票は前と同じ理由によつて八千票の全部であるから全く反對の結果となる。

即ち、どの投票を第一順位者の當選に用ひ、どの投票を餘剩票として第二順位者に譲るかによつて右の如き相反する結果が起り得るのであるが、これは、どの投票用紙が先に計算されるかによつて決まることで、いはゞ偶然が第二順位者以下の當落を定めるともいはれる。これを避けるにはよく投票用紙をませかへし、こねかへしすればよいといはれるが、それも單に偶然のチャンスを平均しやうといふ試みに過ぎない。従つて、そこには何等の合理的保證はない。

二 ハヤール、クラーク法 ハヤール法の右の如き缺陷を補ふために、タスマニアの檢事總長エイ・アイ・クラークといふ人が考へ出した方法であるから、この名がある。ハヤール法は餘

剰投票のみについて第二順位者に移譲される票を調べるが、この方法では、先づ剰投票を生じた當選者の總得票について、移譲し得る票と、移譲し得ない票とを區別する。そして、移譲し得る投票を更に選り別けて第二順位者に指定された各候補者別に計算するのである。若し移譲し得る票が剰投票より少ない場合は、そのまゝ、第二順位者にそれごとく移譲して差支へないが、移譲し得る票が剰投票より多いときには、剰投票と移譲し得る投票との割合を計出し、これに各第二順位者の受くべき票数を乗じて、按分比例的に移譲する。言葉でいへば複雑であるが、例について見れば簡単である。假に、

甲の得票總數 一八〇一票
當選標準數 一〇〇一票

とすれば、剰投票は、八〇〇票である。ところで、甲の總得票一八〇一票を點檢した結果は左の如くであつたとする。

第二順位者を記入せざるもの 二〇一票
乙を第二順位者とせるもの 一〇九六票

丙を第二順位者とせるもの 三六四票
丁を第二順位者とせるもの 一四〇票
計 一八〇一票

右の場合、移譲し得べき投票は二〇一票を除いた残りの全部、即ち、一六〇〇票であつて剰投票は八〇〇票であるから、乙、丙、丁の移譲される現實の票数は左の通りとなる。

乙 $\frac{500}{1600} \times 1096 = 548$
丙 $\frac{800}{1600} \times 364 = 182$
丁 $\frac{800}{1600} \times 140 = 70$

即ち、乙は五四八票、丙は一八二票、丁は七〇票の投票を移譲されるわけである。

以上が、ヘヤー、クラーク法の大體の要領であつて、第三順位者以下に對してはこれを繰返すばかりであるが、かやうに剰投票の移譲を行つても尙議員定数の當選者を得ない場合に最少得票者を抹殺して、その票の中に指定された次順位の候補者にそれごとく移譲することはヘヤー法と同様である。この方法は、計算も比較的容易であつて、而も、ヘヤー法のやう

な不合理はないので、普通一般に用ひられてゐるやうである。

三 グレゴリー法 右のヘヤー、クラーク法は大體において公平に投票の移譲を行ふことが出来るが、なほ十分でない點がある。それは、第二順位者から第三順位者に移譲する場合に起る。前の例について見るに、甲の得票中に丁を第二順位に指定したものが百四十票あつて、その中七十票が丁に移譲され、他の七十票は甲の當選に用ひられた。然るに、右の百四十票の中に第三順位者を指定してゐる投票は、丁に移譲された七十票の外、甲の當選に役立つた他の七十票の中にもあるはずであるから、丁から更に第三順位者に移譲をする場合に、丁の受けた七十票についての第三順位者を計算すると不公平な結果が起り得る。これも例について考へる方が分りやすい。

丁に移譲された投票

内 丙を第三順位者とするもの 七〇票

戊を全 三〇票

己を全 一〇票

乙を全 五票

右の如き場合に、單に丁に移譲された七十票の投票のみについて第三順位者の受ける票数を計算するときは、丙と戊とは比較的有利であるが、乙と己とは損をする。そして、誰が得をし、誰が損をするかは全く偶然によることであつて、これは丁が當選者となつてその餘剰投票を移譲する際にも、また、丁が最少得票者として全投票を處分される際にも、共に起る結果である。

丁を第二順位とする投票にして甲の當選に役立つたもの 七〇票

内 己を第三順位者とするもの 三〇票

乙を全 二五票

丙を全 一〇票

戊を全 五票

そこで、ジェイ・ビー・グレゴリーといふ人が更に別の方法を案出した。千九百七年の改正によつて、タスマニアの採用した方法がこれである。このグレゴリー法は非常に複雑な計算によるのであるが、その概略を説明すればかうである。

先づ譲移し得べき投票の譲移価値といふものを出す。前例のやうに、譲移し得べき投票一六〇〇票、餘剩投票八〇〇票の場合には、 $(\frac{800}{1600} \times 1)$ が一票の譲移価値とされる。そこで甲から丁に譲移されるのは (100×2) 即ち、七十票といふことになる。

今度は、第三順位者に譲移する場合であるが、若し丁を落選者として全投票を處分するときは、丁の當選に役立つべかりし価値において譲移してよいのだから、百四十票全部について調べて見て、假に丙を第三順位とする投票が四十票あつたとすれば、 $(\frac{40}{160} \times 100)$ 即ち、二十票の価値を有するものとして丙に移譲される。ところが、丁が當選して、その餘剩投票を譲移するときには、更にその譲移価値を出して計算する。假に、丁が第一順位者として有する個有の得票と、甲から譲移を受けた七十票（百四十票が譲移価値によつて現實に丁に役立つた票數）とで當選して、なほ三十五票の餘剩投票が生じたとし、右百四十票中丙を第三順位とする投票が四十票あつたとすれば、丙が丁から譲移される票は左の如き計算によつて出るのである。

即ち、甲を第一順位とする投票中の、丁を第二順位として丙を第三順位とする投票四十票は、丁に移譲される場合に第一段の譲移価値に支配され、更に丙に移譲されるときに第二段の譲移価値によつて計算されるから、右の式の示すやうに十票の価値として丙の投票に加へられるわけである。

$$\frac{40 \times 70}{140} \times \frac{95}{70} = 10$$

以上がグレゴリー法の大體の要領であるが、この方法は如何なる場合にも投票の譲移に不公平な結果を來さないやうに抜目なく出來てゐるから、最も精確なものといはれてゐる。併しながら、その計算方法が餘り煩雜に過ぎるので、衆議院議員選舉のやうな大多數の投票を取扱ふ上には實用向きでないといふ非難がある。また、それ程までに神經過敏に數字の精確を期することが、果してどれ程の實際的效果を齎すものであるかといふ疑問をも持たれてゐる。英國の比例代表協會のジョン・ハムフレードといふ人も同様なことをいつてゐるさうである。

單記移讓式比例代表法の、投票移讓方法は右の三種類が主なるもので、その中、一般に行はれてゐるのは、ヘヤー、クランク法である。かくの如き種々の方法があるが、指定の順位に従つて、投票を順繰りに移讓し、當選標準數に達する毎に一人づゝ當選者を決めて行く點は同様である。

そこで、當選者の出揃ふまでの手續を要するに、第一順位の投票のみで當選するものは問題ないが、その餘剩投票は第二順位者に移讓する。その移讓を受けた候補者が自分の第一順位の得票と移讓された投票とで當選標準數の得票に達すれば、これを當選とする。當選したばかりでなく、餘剩投票が生ずれば、これを第三順位者に更に移讓して第三順位者の當選に役立たせる。

かやうに、先づ當選者の當選標準數を超過する得票を順次に移轉して當選者を定めて行くのであるが、すべての餘剩投票を悉く移讓してしまつた後に議員定數だけの當選者がない場合には、最少得票者を落選と見做して、その全得票の中移轉し得る投票を残らず指定の第二

順位者にそれゝ移轉する。同數の最少得票者があるときは移讓し得る投票の多いものから先に處分する。この最少得票者からの投票移讓によつて、標準數に達したものは當選者となり、その餘剩投票は更に次順位のものに移轉される。これでも尙當選者が定員に足りないとときには次の最少得票者の投票を處分するといふ風にするのである。

第六章 名簿式比例代表法

第一節 名簿式の沿革と種類

名簿式比例代表法の特質は、原則として各政黨の作つた候補者名簿に投票する點であつて選挙人が自由に候補者を選挙したり、その順位を定めたりするものでないといふことを前に述べたが、これは大體論であつて名簿式の中にも種々雑多な方法がある。

この名簿式比例代表法は、既に千八百四十年代に瑞西において問題とされたといはれてゐるが、これが初めて實現したのは千八百九十一年であつた。しかし、これも瑞西の州議會の選挙に採用されたのであつて、瑞西聯邦議會の選挙に用ひられるやうになつたのは、それから遙かに遅れて千九百十九年のことである。瑞西でもヘヤーの提唱した單記移讓式比例代表法を知らぬわけではなかつたが、元來この國は連記投票制をとつてゐたので、單記投票によ

るヘヤー式比例代表法には親しみが持てなかつたものと見える。さういふわけであるから、瑞西に採用された名簿式比例代表法は連記制によるものであつた。フィンランドやスウェーデンも亦この連記名簿式比例代表法を採用したが、瑞西が元祖といふ理由から、連記名簿式のことを瑞西式ともいふ。

右は連記投票による名簿式の簡單な沿革であるが、單記投票主義に立つ名簿式比例代表法を最初に採用したのはベルギーである。即ち、千八百九十九年にヴィクトル・ドントといふ大學教授の發明した單記名簿式比例代表法を衆議院と元老院の選挙制度に採用したのである。現在の獨逸の制度はバーデン式といはれるものでドント式とは異なるが、單記制によることは同じである。

連記制にせよ、單記制にせよ、名簿式は主として大陸諸國に行はれてゐるので、單記移讓式を英國式といふに對して、名簿式のことを大陸式とも呼んでゐる。

名簿式に單記名簿式と連記名簿式との區別あることは以上述べるところによつて明かであ

るが、その相異はいふまでもなく、投票制度として単記制をとるか、連記制をとるかにある。単記投票の場合は各選挙人は一票の投票権しか持たないのであるから数人の候補者を連ねた名簿に投票しても、その投票は一票の価値として計算されることは単記移譲式の場合と變らないわけで、當選に役立つのは一回きりである。これに反して、連記投票制をとれば、各選挙人は原則として議員定数に相當する投票権を有するものとされるから、その投票を計算するにも、その数だけの投票として數へられ、それだけの価値として當選に用ひられる。そこで、同じ名簿式でも、単記名簿式と、連記名簿式とは、その機構を異にするものであることは勿論である。

更に、名簿式の中に重要な方法の相異がある。それは、名簿式の特徴であるところの名簿の性質に關する點である。既にいふやうに、名簿式比例代表法は、各政黨の提出する候補者名簿に基いて投票をするのが特質であるが、それに程度の相異がある。即ち、政黨の作つた名簿に絶対的の拘束力を持たせるか、或ひは選挙人に候補者選擇の自由を認めるか、それを

認めるとすれば、その範圍をどの程度にするかの別がある。學者はこれを大體左の三種に分類してゐる。

- 一 厳正強制名簿主義 この制度は、名簿に絶対的の拘束力を持たせるものである。即ち、選挙人は、或名簿を選択する以上、候補者の變更は固より、その順位の變更も許されない。名簿に登載されたまゝを承認しなければならぬ。
- 二 單純強制名簿主義 これも選ばんとする候補者名簿に載つてゐる者にしか投票することは出来ないが、その順位は必ずしも、名簿に拘束される必要はない。名簿をそのまま承認して、名簿に投票してもよいし、自分の欲する候補者に優先的に指名投票をしてもよい。これが、厳正強制名簿主義と異なる點である。たゞ、その名簿にない候補者を選ぶことは出来ない。
- 三 自由名簿主義 これは自分の選ばんとする政黨の名簿に拘泥する必要はない、甲の名簿と乙の名簿との候補者を適當に混合して差支へない。このことを、バナシヤージ (配合法または挿法) といふ。しかし、この場合にも、どの名簿にもないものを選ぶことは許されない。ところが不規律自由名簿主義と名づけられてゐるものによれば、全然どの名簿にも屬しない候補者をも記載することが出来る。たゞ、かうなつて來ると、政黨を選ぶといふ名簿式比例代表の意義は失は

れてしまふので、実際には、餘り採用されてゐない。

右の如く、名簿の拘束力の大小によつて、種々の方法がある。しかし、單記名簿式は、その性質上強制名簿主義により、自由名簿主義は専ら連記名簿式に採用される。勿論、連記式で、強制名簿主義によるものでもないではないが、その例は至つて少い。

そこで、名簿式比例代表制を説明する便宜上、單記名簿式と連記名簿式とに大別し、單記名簿式を更に、嚴正強制名簿主義による場合と、單純強制名簿主義による場合とに分つて、各制度の骨子を述べることにする。だが、右の區別の如何に拘らず、名簿式にとつて、重要な役割を演ずるところの、各派の當選者數分配方法に、また、いろいろの案があるので、先づ、その點を全般的に紹介して置きたい。

第二節 名簿式の議席分配方法

投票の後に進むべき、各黨派に對する議席分配の基礎となるものは、いふまでもなく、

その得票數である。ところが、その投票計算の仕方が問題である。

強制名簿主義の場合には、投票用紙を單位として差支へない。嚴正強制名簿主義によるにせよ、單純強制名簿主義によるにせよ、甲の名簿を選ぶものは、乙の名簿の候補者に投票することは出來ず、乙の名簿を選ばぬものは、甲の名簿の候補者に投票することは出來ない。で、投票用紙一枚を一票として計算するに何等の不都合も起らない。ところが、自由名簿主義では、さうは行かない。何故かといふに、各名簿の候補者を一枚の投票用紙に記載することが出來るので、假に、甲乙兩派の名簿に屬するものを同數だけ書いたとすれば、その投票を甲の得票とすべきか、乙の得票とすべきか、分らないからである。

そこで、自由名簿主義を採用する場合には、各黨派並にその候補者が合せて何票とつたかを基礎にして計算する。

ところで、この得票數に基いて各派に議席の分配をするのであるが、一定の投票數毎に一人の當選者を出すとといふことが、比例代表法の特質であるから、議席分配の基準となるもの

は當選標準數である。即ち、各派の名簿の得票數を當選標準數で割つたものが、各派の出し得べき當選者數である。

さて、この當選標準數を算出するのに、様々な方法がある。これを大別すれば、移動式當選標準數と、固定式當選標準數とである。

移動式 といふのは、一選挙區の議員定數が一定してをり、投票總數の異なるにつれて、當選標準數が變るもので、固定式といふのは、當選標準數の方が一定してて、投票總數の變化に伴ひ、議員數が動くのである。

移動式の中に、また、種類がある。その最も單純なるものは、單記移讓式の場合に述べたヘヤー式算出方法である。

一 **ヘヤー式** これは投票總數を議員定數で除した商數を當選標準數とするのであるが、一寸考へて見ても、各名簿の得票數がキチンとその標準數の何倍かになるといふことは殆どない。きつといくらかの端數が出て、議員定數だけの當選者を割當てることが出来なくなる。かつて

この方法を採用した瑞西の多くの州では、多數の得票を占めた黨派に殘餘の議席を與へるとか端數の大きいものに優先權を與へるとか、また總投票の過半數を占めた黨派に殘りの一議席を與へ、半數以上の得票を有する黨派のないときや更に殘餘の議席のあるときには端數の大なるものに與へるとかいふやうな緩和方法を講じたりした。しかしこれ等の方法が比例代表の目的からいつて、不完全な便宜手段であることはいふまでもない。これを救済する道は重複選舉區制をとる外はないわけで、この方法を採用してゐる國もある。

一 **ドント式** これはベルギーの法學者ヴェクトル・ドントの發明にかゝるもので、議員定數を残りなく各黨派に分配し得るやうな各黨派の得票數に對する公約數を算出しようとする考に出たものである。その方法は各黨派の得票數を一、二、三、四等の數で順々に割つて行つてその商の大きいものから順次に拾つて議員定數だけをとる。そしてこの最後の商數が當選標準數となるのである。例へば定員五名のところで甲黨八千、乙黨七千五百、丙黨四千五百の得票があつたとすれば次のやうに計算する。

	甲名簿	乙名簿	丙名簿
一で割る	八、〇〇〇	七、五〇〇	四、五〇〇
二で割る	四、〇〇〇	三、七五〇	二、二五〇

三割。 二、六六六 一、五〇〇 一、五〇〇

右の例では商の大きいものから数へて三千七百五十が五番目になるから、これが當選標準数である。そこで第一次計算では甲、乙、丙何れも三千五百票以上であるからそれ〴〵一人づゝの當選者を出せるが第二次計算では甲乙は三千五百票以上あるが、丙はそれ以下であつて、甲乙は更に一人づゝ出し丙は出せない。即ち甲名簿二人、乙名簿二人、丙名簿一人の當選数となるのである。この結果になることは一見して分るが念のため右の標準数で各得票数を割つて見てもよい。即ち、

甲名簿 8,000 ÷ 3,750 = 2 (餘額 500)
乙名簿 7,500 ÷ 3,750 = 2
丙名簿 4,500 ÷ 7,750 = 1 (餘額 750)

で、やはり同じことになるのである。

このドント式はヘヤー式に比すれば精確であつてその運用も簡單であるから一般に採用されるが、これも端数を全く眼中に置かないので、不公平が生ずる場合がある。殊に大政黨に有利にして小政黨に不利の結果を來すことが多いといはれてゐる。

一 ハーゲンバッハ・ビシヨツプ式 これは單記移讓式におけるドループ式とよく似てゐる

ドループ式はQを當選標準数、Vを投票總数、Mを議員定数とすれば $Q = \frac{V}{M+1} + 1$ といふ式で現すことが出来るが、實際には、全ての當選者がそれだけの得票を有する場合はむしろ少い。そこで、バツセルの有名な比例代表論者ハーゲンバッハ・ビシヨツプは $Q = \frac{V}{M+1}$ を原則とし、分數を生じた場合に限つてこの分數を一として計算する方法を考へ出した。

例へば、投票總数六・〇〇七票議員定数五名とすれば當選標準数は $\frac{6007}{5+1} = 1,001\frac{1}{6}$ であるから分數の部分を整数に直して一・〇〇二とするのである。この當選標準数で各黨派の得票数を割つてうまい具合に定数の當選者が出た場合はよいが、尙不足するときには第一回の計算で割當てられた各黨の當選者數に一を加へたもので各派の得票数を割つて、その結果最大の商を出した黨派に残りの議席一つを與へ、更に殘餘の議席があれば、同様の手續を繰返すのである。この方法は、ドント式と同様な結果を得るが、計算上の手續が簡單といはれてゐる。

ドント式にしても、ハーゲンバッハ・ビシヨツプ式にしても、小數黨に幾分不利な結果を與へるところから、當選標準数とは別な方面から一つの救済方法が案出された。それはカルテル(合同名簿)の制度である。これも、ビシヨツプの發明にかゝるものださうであるが、二つ或はそれ以上の名簿を、得票計算の際に合同させて、恰も一つの名簿のやうに取扱ふのである。この制

度を認めるときは、豫め名簿合同を届出て置けば、小政黨も他の小政黨と提携することによつて、議席分配上の不公平を免れ、議員選出の機会が與へられるといふのである。

しかし、これに對しては、政策を全然異にする小黨同志の妥協をも誘發して政界を毒するのみならず、地方、選舉人の意思を無視するといふ非難がある。

一 ルツベ・ベルキー式 これも、當選標準數の算出方法としてよりは、議席分配上の考案として知られてゐる。

即ち、當選標準數の決め方は、大體ピシツォプ式と同様で、議員定數に一を加へたもので各派の得票數を割る。たゞこれに基いて各黨派に議席を配布した後、なほ殘餘議席のある場合その殘餘議席の割當て方が異なる。即ち、この方法では、重複選舉區制をとり、二重或は三重の選舉區を設け、第一次の選舉區で生じた殘餘議席と端數投票とを第二次の選舉區において合計し、その端數投票の總數を、殘餘議席數の總數に一を加へたもので割つた商を第二次選舉區の當選標準數として、殘餘議席の分配をするもので、第二次選舉區でも尙殘餘議席が生ずれば第三次の選舉區で同様のことを反復するといふのである。二重選舉區にするか三重選舉區にするか、或ひはそれ以上とするかは別として、常に順次に選舉區が大きくならねばならぬことは

いふまでもない。我が國の例でいへば現在のやうな中選舉區を第一次、府縣を第二次、全國を第三次とするやうなものである。そして、最後の選舉區において生じた殘餘議席は端數投票の最大の黨派に與へることになつてゐる。

固定式當選標準數

以上述べたものは、何れも投票數を基準として當選標準數を定める方法

法であるが、固定式といふのは投票數の如何に拘らず當選標準數を一定して置くのである。

それで、投票總數の動くにつれて議員の數が變ることになる。選舉の度に議員の數が異なつては不便のやうに思はれるが、實際は投票數といふものはさう無茶苦茶に變るものではないから、選舉の經驗上大體の投票總數を基準として當選標準數を決めて置けば議員數もほゞ一定數を上下する位に過ぎない。この方法は千九百十九年にバーデンに採用されたのが最初で、バーデン式ともいはれてゐるが、一般には自動式固定商數法といふ名で知られてゐる。現在、獨逸で行つてゐる方法がこれである。

獨逸の例について説明すれば、六萬票が當選標準數で各黨派の名簿に對する投票は、この

六萬票一人の割合で當選者を出すのであるが、この方法は重複選舉區制となるのが、通例で獨逸においても區選舉區、選舉區聯合、國選舉區の三段構への方法を取り端數の投票は漸次大なる選舉區に送つて、他の同種の投票と合せて當選に役立たせる仕組になつてゐる。しかし、この獨逸の制度については後で説明するから具體的なことは省略する。

この方法は、一々當選標準數を計算する必要がなく、最初から全國的に一定した數字を用ふるのであるから、計算が便利であるばかりでなく、端數投票を極度に減少して比例選舉の目的を一層有効に達することが出来るといはれてゐる。たゞ投票數に伴つて議員數が動くといふことは、小國にあつては元來議員の數が少いだけにその受くる影響が大きく實際上的不便もある。また議員數決定の基礎とされてゐる人口關係を無視して投票數のみによつて議員數を定めることは代議政治の精神に反するといふ非難もある。

第三節 嚴正強制名簿式

單記投票制

嚴正強制名簿式 においては、候補者の氏名は勿論その順位をも豫め名簿に記入して置くことはいふまでもない。この候補者順位を付したる候補者名簿を選舉期日前一定の日までに選舉長の許に提出する。選舉長は候補者名簿の手續並に内容に關し規定の條件を備へてゐるかどうかを調べた上で名簿を確定してこれを投票用紙に記載する。各名簿を別々に投票用紙に印刷するのでなくて、一つの投票用紙に總ての候補者名簿を載せるのである。例へば、或選舉區で民政黨、政友會、並に無産黨から三つの名簿が提出されてゐるとすれば、三つの名簿を一枚の投票用紙に全部印刷する。そのひな型を示せば左の通りである。

選舉人は選舉期日に投票所に行つて、右の投票用紙を一枚貰ふ。そして自分が選舉しようと思ふ候補者の名前の載つてゐる名簿の右側の枠に印しをつける。どういふ印をつけるかは投票用紙の注意書に示されてゐる。例へば△とか×とかいふ風に。選舉人は、この印をつければ、選舉に關する全任務を果たしたことになるわけで、至つて簡單である。

單記投票制であるから、選舉人は一票しか投票權を持たない。そこで印をつけるのはどの

濱口雄幸	安達謙藏	町田忠治	松田源治	小泉又次郎
犬養毅	床次竹二郎	中橋徳五郎	三土忠造	山本徳二郎
安部磯雄	大山郁夫	麻生久		

名簿一つに限る。二つ以上の名簿に印をつけても無効である。
 例へば、右の投票用紙で「濱口雄幸」を欲するならば最上段の名簿に、「大山郁夫」を望むならば最下段の名簿に一票だけを投ずるのである。普通の單記投票と異なるところは候補者個人に投票するのではなく、その候補者の載つてゐる名簿に投票し、その名簿を通じて、

自分の欲する政黨を選ぶのであるから、投票の効果は或候補者個人に限定されない。濱口を目當てに投票しても、その効果は安達、町田、松田、小泉にも及び得る。たゞ、それが當選に役立つ機會は一回きりに過ぎない。
 投票の濟んだところで、投票函は開票所に送られて開票となる。開票が終れば、投票の有効無効を點檢した上、各名簿の得票数を計算するが、投票は投票用紙を單位として各一票に數へられること勿論である。また、名簿投票であるから、各名簿の得票を別けることは至つて簡單である。
 各名簿の得票数が決れば、今度は、前に述べた當選商數算出方法の何れかによつて、當選標準数を割出す。その當選標準数をもつて、各名簿の得票数を除すれば、各名簿に分配さるべき當選者の數が出るのである。
 その結果、右の例の民政黨の名簿に(最上段)二人、政友會の名簿(第二段目)に二人、無産黨の名簿(最下段)に一人の割當となつたとすれば、各名簿共に、その候補者順位によつて當選者

を出すのであるから、民政黨からは、濱口と安達、政友會からは、犬養と床次、無産黨からは安部の、都合五人が當選に確定するのである。

第四節 單純強制名簿式 單記投票制

嚴正強制名簿主義においては、投票は政黨の作つた名簿に對するものであつて、當選者の順位は全く名簿に基き、選舉人の自由選擇を許さない。そこで當選標準數が決定し、これによつて各名簿に對する議席の分配が行はるれば、その分配されたけの數を名簿の順位により當選者とするのである。至極簡單ではあるが、選舉人の意思は全然政黨の作製した名簿に拘束されるので、同じ政黨に屬するものでも甲より乙の方を選びたいと思つても、名簿順位が甲乙となつてゐる限り、選舉人としては如何ともしようがない。ところが

單純強制名簿主義 においては、政黨の作つた名簿を、そのまゝ承認することも出來るとともに、名簿上の特定の個人に、優先的效力を及ぼすやうに投票することを認めるのである

る。この場合でも、名簿に載つてゐないものは、投票は出來ないが、名簿に記載されてゐる候補者であれば、その順位がどこにあらうとも、その人を指定して投票する道が開かれてゐる。現在ベルギーで採用してゐるのがこの方法である。

選舉期日前一定の日までに、候補者名簿を確定することは他の名簿式の場合と同様である。ベルギーにおいては、選舉期日の十五日前までに各選舉區の有権者百名以上の連署をもつて候補者を推薦し、これに基いて選舉管理者が名簿を決定することになつてゐる。名簿が決定したところで投票用紙の上に各名簿を印刷する。勿論候補者の數がその選舉區の定員を超過しない場合には投票を行はずして當選とするからその必要はない。

投票用紙は、嚴正強制名簿主義と異なり、指名投票を認めるので、それに適するやうに作らねばならぬ。今、我が國の例で簡單な模型を次にかけよう。

左の投票用紙は選舉當日投票場で渡されるから、選舉人はこれによつて投票權を行使するのであるが、或黨派の名簿をそのまゝ承認しようと思ふものは、名簿の右側の枠に○とか△

小泉又次郎	町田忠治	安達謙藏	濱口雄幸	
三土忠造	中橋徳五郎	床次竹二郎	犬養毅	

とか、或は×とか規定の符號を記し、或特定の候補者に指名投票をしようと思ふ者は、その候補者名の上の枠に同様の符號をつけるのである。ベルギーでは真中に白點を有する黒枠を塗りつぶす方法をとつてゐるが、その符號の形式は何でも簡單で明瞭なものであればよい。どういふ印をつけるかは投票用紙の餘白か裏面に注意書をするのが普通である。前掲の投票用紙の例についていへば、民政黨の名簿に無條件に投票しようとするものは、

その名簿の右側の枠にしるしをつけ、民政黨の名簿に投票したいが名簿の順序には不服で、『小泉又次郎』を優先的に當選させようと思ふものは『小泉又次郎』の上部の枠にしるしをつければよい。

投票が終れば、開票所に送られて開票されることは普通の通りであるが、開票後の投票の計算方法が一変する。それは、名簿に投票したものと、名簿上の或候補者に指名投票したものと別があるからであるが、指名投票も各名簿の得票計算では、指名された候補者の属する名簿の投票に數へられる。そこで議席分配の標準となるべき各名簿の得票は、名簿固有の得票と、その名簿上の候補者の得票との合計である。假に、右の二名簿が次の如き投票を得たとする。

民政黨名簿

- | | |
|--------------|-------|
| 一 名簿投票 | 七〇〇〇票 |
| 一 濱口に対する指名投票 | 一〇〇〇票 |
| 一 安達に対する指名投票 | 二〇〇〇票 |

一 小泉に對する指名投票	五、〇〇〇票
計	一五、〇〇〇票
政友會名簿	
一 名簿投票	二、〇〇〇票
一 床次に對する指名投票	五〇〇票
一 中橋に對する指名投票	五、〇〇〇票
計	七、五〇〇票

この例についていへば、民政黨名簿の得票總數は一萬五千票、政友會名簿の得票總數は七千五百票である。今四名の議員を出すものとしてドント式により當選標準數を計算すると

一で割る………	一五、〇〇〇	七、五〇〇
二で割る………	七、五〇〇	三、七五〇
三で割る………	五、〇〇〇	二、五〇〇

となつて、五千票が當選標準數であるから、議席の分配は民政黨名簿三、政友會名簿一といふことになる。ところで、兩名簿の中から誰を當選者とするか問題である。嚴正強制名簿主義では、當選者數の割當てが終れば、名簿の順位に従つて當選者を出せばよいので、簡單

であるが、この方法では指名投票があるので厄介である。右の例について説明するに、民政黨名簿の濱口は指名投票千票を有する外、名簿の第一順位者として民政黨名簿に投票された七千票についても先取權を有するから當選は間違ひない。即ち、名簿固有の得票七千票中の四千票と、自身の得票千票とをもつて、當選標準數を得るわけである。

次に、小泉は指名投票五千票だけで十分當選することが出来るから二人の當選者は定つたさて残りの一人は誰になるかといふに、濱口の當選に用ひられた名簿固有の投票の残り三千票は第二順位者たる安達に移譲されるわけであるが、安達は自身の投票として二千票を有するから安達が當選するのである。また政友會名簿から出すべき一人は誰になるかといふに犬養は名簿投票の二千票を優先的に占める權利があるが、この外には個人の投票を持たないに反して中橋は指名投票のみで五千票を有するから中橋が當選者となるのである。即ち、當選の順位を決めるには、名簿投票の移譲と個人に對する指名投票との合計が當選標準數に達する毎に當選者として順次にとつて行き、當選標準數に達しないものでも議席數だけは多數の

得票を有するものから當選者とするのである。

ベルギーに於ては名簿に本候補者の外に豫備候補者をも記載することになつてゐて、本候補者の数が配當された議席数よりも少い場合には豫備候補者中から當選者を出し、また議員の死亡辭職等による缺員補充をも、この豫備候補者中からすることを認めてゐる。

第五節 連記名簿式

連記名簿式の特質は、その名稱の示す通り連記投票制をとるものであることはいふまでもない。

即ち、この制度においては、選挙区の議員定数と同数の投票権を各選挙人に認めるのが普通で、その投票は連記された数だけの票数として計算され、それごとく一票の價値として當選に役立つのである。勿論、必ずしも議員定数を連記しなければならぬことはないのであつてその中一部分だけに投票してもよいが、連記名簿式の一票を投ずるのは根本的に相異して

ゐる。これは、前にも述べたやうに、スウェーデンに起源を發して、現在でもスウェーデンに行はれてゐる制度が典型的のものと思はれてゐるが、連記名簿式と一概にいつてもその具體的な方法には種差別がある。

第一には名簿制度を如何にするかといふ點である。一般には連記名簿式と自由名簿主義とは不可分の關係にあるやうにも見られてゐるが、必ずしもさうではない。現に、スウェーデンの或州においては、連記制の下に單純強制名簿主義を採用した例もある。この場合には、選挙人の自由裁量によつて、候補者の順位を變更して連記投票することは出来るが、他の名簿の候補者を配することは許されない。況や、何れの名簿にも載つてゐない人物を引つ張つて來ることの出来ないことはいふまでもない。これに反して、自由名簿主義を採用するときは、或一つの名簿に拘束される必要はなく、前に説明する如く、いはゆる各名簿間の配當が許される。更にまた、全然どの名簿にもない候補者を投票用紙に書くことも認めるかどうかの別がある。

第二には集積投票、即ち異なつた候補者を連記するかはりに、同一候補者に投票を集中することを許すものと許さないものがある。また、許すとしても、票数を制限してゐるものもある。

この集積投票に對しては、二つの見方がある。一つは、投票の集中を許せば、反對黨の有力候補者を落選させるために、同じ黨派の無名の候補者に故意に或部分の投票を集中することになるといひ、他の一つは、味方の優秀な候補者に多數の投票を集中するから、却つて有力者の當選を確實にするといふ、何れにしても、これを認めるものと、さうでないものがある。

更に、議席分配の場合に、合同名簿主義を採用するかしないかの相異がある。合同名簿主義とは、既にいふ通り、二個若くは數個の名簿を結合して、同一名簿の得票として計算し、これに基いて當選者を配當するもので、小數黨保護の目的に出るものである。

その他の點についても區別はあるが、一々擧げることゝ差控へる。そして茲には、連記名

簿式の一例として、瑞西聯邦の制度を紹介することにしたい。

選舉期日前に候補者名簿の届出をする事はいふまでもないことであるが、その名簿には選舉區の定員と同數を列記してもよければそれ以下でも差支へない。また同一の名簿に一人の候補者を並べて書くことも許されてゐるが、二回以上は出來ない。名簿の届出があれば州廳或ひはその指定した選舉官が、これを審査して確定する。確定名簿には届出の順によつて番號を付しこれを公示するが、この國では合同名簿を認めるので、その届出があれば、そのことを公表しなければならぬ。

次には、投票用紙であるが、名簿を印刷した投票用紙と白紙の投票用紙を兩方作ることになつてゐる。そして、印刷投票用紙は各名簿をそれ／＼別に印刷してもよければ、全名簿を投票用紙としてもよく、それは州廳の便宜に任される。

さて選舉の當日に投票所で投票するのであるが、印刷投票用紙を用ふる場合と白紙投票用紙を用ふる場合とで投票の方法が異なる。印刷投票用紙を用ふるときは、名簿のまゝ投票することとは勿論差支へないが、名簿に修正を加へる場合には順位の變更、或候補者の抹削、他の候補者の追加による集積投票(二回以上)が許されて、候補者の配合即ち他の名簿の候補者を混入する

ことは禁ぜられてゐる。

白紙投票用紙を使用するときは、各名簿の候補者を思ふやうに組合せて投票することも出来るし、二回以上にならなければ同一候補者を反覆記載することも出来る。しかし、所謂不規律自由名簿主義は認めないのでどの名簿にも載つてゐない者の氏名を書くことは出来ない。また各名簿の得票計算に資するために、投票用紙には名簿稱號をつけて置かねばならぬ。

投票が終れば型の如く開票して投票の計算をするが、各投票は議員定数と同数の投票價値を有するのであるから、名簿の得票を勘定するにはこの立前でやる。今かりに甲名簿に投票された投票用紙には、定員五名のところに三名しか記載されてゐなかつたとしても、甲名簿の得票としては他の二名分も加算されるのである。個人得票、即ち、候補者自身の得票は投票用紙にその氏名の記入された数だけ計算されるが、それは同時にその候補者の屬する黨派の名簿得票となる。

例について、この得票計算方法を説明するに、定員七名の選挙區で甲名簿の稱號を付する投票用紙に、甲名簿の候補者A、B、C、Dと乙名簿に屬するE、Fの六名を連記してあつたとすれば、A、B、C、D、E、Fは各一票づゝの個人得票を得、甲名簿はA、B、C、Dの個

人得票の和と定員に満たざる他の一票とを合せた五票の名簿得票を有するし、乙名簿はE、Fの個人得票の和たる二票を取得するわけである。各名簿の得票數が出ればこれに基いて議席の分配をするが、議席の分配はハーゲンバッハ・ビショップ法によつて各名簿の得票の合計(有効投票總數)を議員定数に一を加へたもので割り、これを當選標準數として各名簿の當選者數を割出すのである。この場合合同名簿については結合された各名簿の得票を合せたものを標準とする。次には各名簿に配當された議席數によつて當選者を決めねばならぬが、それは個人得票の多きものから順々に當選とし、得票の同數の場合は名簿順位による。若し或名簿に割當られた議席數がその名簿の候補者數よりも多い場合には、殘餘の議席について補缺選舉を行ひ、その名簿署名人に優先的に新候補者名簿届出の資格を與へる。

また瑞西聯邦法では各名簿の候補者個人得票の平均の半數以上を得てゐなければ、當選者となれぬといふ規定もあるので、この場合も補缺選舉を必要とするわけである。

第六節 獨逸式

獨逸式比例代表法、パーデンス式、或ひは自働式ともいはれ嚴正強制名簿主義による單記名

簿式の一種であるが、重複選挙区制により固定当選標準数をもつて議席を分配するところにこの制度の特色がある。

獨逸聯邦が、この方法を採用したのは千九百二十年で、最も新しい制度として一般に注目されてゐるものであるから、その内容の大體について説明を加へることとする。

前に當選標準数の種々の方法に關して紹介する際に述べて置いた通り、固定當選標準数を採用するには重複選挙区制によるのが常であるが、獨逸では三重選挙区制をとつてゐる。先づ全國を三十五の選挙区に區分する。この第一次の選挙区を區選挙区といつてゐる。これ等の區選挙区は、オストプロイセン、オーベルシュレジェン、ミュレスウイグ・ホールスタイン・ハンブルグの三選挙区を除く外、二區或ひは三區づつ、一緒になつて、十六の選挙区聯合を形造つてゐる。そして、その上に更に全國を單位とする國選挙区がある。

いよく選挙となれば、選挙期日前に各政黨から候補者名簿を提出するが、その名簿は區選挙区名簿と國選挙区名簿の二通りを要する。區選挙区名簿は選挙期日前二十一日までに區

選挙長に提出し、國選挙区名簿は同じく十六日までに國選挙長に差出すのである。選挙区聯合では別に候補者名簿を提出しないで、區選挙区名簿を結合して合同名簿とする道が開かれてゐる。しかし、この合同名簿は必ずやらなければならぬものではなく、區選挙区で生じた端数投票を直接國選挙区名簿に移してもよい。何れの方法をとるか自由であるが、合同名簿とするには選挙期日前十六日までに聯合選挙長に届出で、また國選挙区名簿へ直接聯絡を指定するには同じく十日までに區選挙長に申出でなければならぬ。右の中、何れの手續をもとらない場合には、區選挙区で生じた端数得票は、そのまま、死票となつてしまふわけで、選挙區聯合並に國選挙区に於ける投票計算には用ひられない。

候補者名簿は當選者の順位を決定するものであるから、候補者の順序を明かにして置く必要のあることはいふまでもない。これは、嚴正強制名簿主義を採用する以上は當然のことである。その他、名簿に關する注意すべき規定は次のやうなものである。

候補者は名簿提出期日までに選挙長に對して、候補者たることを承諾する旨の意志表示をし

なければ名簿から削られる。また同一選挙区の相異なる名簿に同時に載つてゐる候補者も削除される。以上は區候補者名簿についても、國候補者名簿についても同様である。たゞ、同一黨派であれば國名簿と區名簿の候補者は重複してゐても差支へない。

候補者名簿の提出が終れば、各選挙区とも選挙人中から選定された委員によつて名簿審査委員會を開き、選挙長が委員長となつて名簿を確定する。確定名簿には提出順による番號を付してその順序によつて公示しなければならぬ。區選挙区では、選挙區聯合における合同名簿及び國名簿との直接連絡關係をも同時に公表することになつてゐる。右の手續は選挙期日前一定の日までに終らねばならぬことは勿論である。

次には投票であるが、投票は區選挙區候補者名簿について行はれる。選挙當日になれば、選挙人は先づ投票所に行つて白紙投票用紙を受取る。そして區候補者名簿の何れか一つを選び、それに記載されてゐる候補者一人の氏名を投票用紙に記入して、渡された封筒に入れ、これを投票管理者に手交するのである。候補者の氏名は一人だけ書けばよいのであるが、數人並べて書いてもよい。また候補者の氏名の代りに名簿の番號だけを記してもよければ、番

號と候補者氏名を兩方記してもよい。しかし、相異なる名簿上の候補者を二人以上列記してある場合と、名簿番號と候補者氏名とが別々の名簿のものである場合は無効である。それは果して、どの名簿に投票したものであるかを識別することが出来ないからである。右にいふやうに、何れの方法によつて投票してもよいが、一人の候補者を書いても數人列記しても投票の價値は同一であつて、一樣に一票として計算される。これが單記投票制の特色である。また或特定の候補者の氏名を書いた投票でも、その候補者個人の得票となるのではなく、その人の屬する名簿の得票となるのである。即ち、嚴正強制名簿主義は名簿に投票するのであつて、候補者個人に投票するのではないからである。

投票の結果は、投票管理者から區選挙長に報告される。この報告を受取つた各區選挙長は選挙會を開いて、先づその選挙區で各名簿の得た有効投票數を計算する。それから、各名簿の得票數に従つて議席の分配をするのであるが、議席分配の方法が獨逸式の特徴であつて、前にも述べたやうに固定當選標準數によるのである。即ち、當選標準數は投票總數の如何に

拘らず全國一律に六萬票となつてゐる。そこで各名簿に議席を配當するには各得票數に對し六萬票に一人の割合で計算される。

例へば、或選舉區において甲名簿は十六萬票、乙名簿は十四萬票、丙名簿は九萬票の投票を得たとすれば、甲名簿二人、乙名簿二人、丙名簿一人の當選者となる。ところで、甲名簿には四萬票、乙名簿には二萬票、丙名簿には三萬票の餘剩投票が残るが、これ等は何れも當選標準數の六萬票に達しないから、區選舉區では當選に役立たない端數得票となる。これを如何に處理するかといふに、合同名簿の届出あるもの、端數得票は選舉區聯合に、國候補者名簿に連絡する旨を指示してあるもの、端數得票は國選舉區に移される。何れとも指定してない名簿においては、既に述べた通り端數の部分は切捨てられる。

聯合區選舉長は右の通知を受けたら、選舉會を開き、端數得票を集計して各合同名簿の得票數を決定する。そして、區選舉區におけると同様の方法により六萬票に一人の割合で各合同名簿に議席を分配する。合同名簿に割當てられた議席を合同した各區候補者名簿に再分配

するには端數投票を多く出したものから先にするが、端數投票が當選標準數の半數即ち三萬票に達しない名簿には議席は分配されない。従つて、合同名簿の得票合計は六萬票以上であつても、三萬票に達する端數投票を有する區候補者名簿がない場合には、選舉區聯合では議席の分配に與り得ないわけである。

選舉區聯合に於ける計算でも亦端數投票が出る。第一には、三萬票に達する區候補者名簿のないため議席の分配に與り得ない投票がそれである。次には、合同名簿の得票に對し六萬票に一人の割合で當選者を分配して尙残つた剩餘投票がある。更に端數投票の合計が六萬票に満たなかつたものも二度端數投票となる。これ等の端數投票は國選舉區の計算に移される。國選舉長の手許には、右の外、區候補者名簿から直接國候補者名簿に移すべき端數得票も通知されてゐるはずである。そこで、國選舉會においては、これ等の端數得票の全部を集計して各區候補者名簿の得票數を算出し、六萬票に一人の割合で當選者數を配當する。これは議席分配の最後の手續であるから、或名簿に三萬票以上の端數得票が残つた場合には、六萬

票未滿でも一個の議席を與へることになつてゐる。かくの如く數次の手續をとつて議席分配を比例的に公平にやると共に、死票を最小限度に少くしようとしてゐるが、この最後の分配には一つの制限があつて、國候補者名簿から出す議員數は、その黨派の區候補者名簿の有する議員數より多くてはならぬと規定されてゐる。この制限は、無茶苦茶に小黨が續出することを抑壓しようといふ趣旨に出たものといはれてゐる。

さて、各名簿に議席數が割當てられた後各候補者につき當選者を決定するには絶對的に名簿の順位によるのである。これは嚴正強制主義の原則であつて、選舉人には候補者の順位を指定する自由はない。そこで、若し或名簿に四名の當選者數が割當てられたとすれば、その名簿上の第一順位から第四順位までの候補者が無條件に當選と決定するのである。若し當選したものゝが當選を辭した場合には國候補者名簿の落選者中先順位のものから缺員を補充する。これは議員を辭職した場合も同様である。

また、名簿に割當てられた議席數が候補者の數より多い場合には、區候補者名簿において

はその多いだけの議席數を選舉區聯合に送つて分配し、それでも尙超過分があれば國候補者名簿に移して先順位にあるものから順に當選させる。國候補者名簿においても分配しきれないときには、それだけは空席として置くことになつてゐる。

更に、右にいふやうに、重複選舉區制をとつてゐるので、或選舉區の選舉が手續か何かのことで無効となつた場合にどうするかといふことを規定して置かねばならぬが、この場合には、その區の選舉をやり直す。そして、同様の手續によつて議席を分配し、端數投票は直ちに國選舉區に送つて處分する。その結果、議席の割當てが前より増加した黨派に對しては、それが區候補者名簿に關する場合であつても、國候補者名簿の次順位のものから當選させ、前より少くなつたものについても、同様國候補者名簿の後順位のものから退かせる。

次に、一九三〇年九月に行はれた獨逸の總選舉の結果を掲げて、各黨派の得票數と當選者數とが、どの位公平になつてゐるかを見よう。

この選舉の結果、國粹社會黨は十二名から一躍百七名に激増し、共產黨は五十四名から七十

六名に増加した。この外、中央黨は七名、バヴァリア人民黨は三名をそれ〴〵増したに反し、これまで第一黨であつた社會民主黨は、その地位を維持することは出来たが百五十二名から百四十三名に減じた外、國權黨は三十二名、ドイツ人民黨は十六名、國家黨(前のドイツ民主黨)は五名、ドイツ農民黨は二名を各々失つた。しかし、これ等各政黨の取得議員數の増減は得票數の多少によつて起つた現象で、小選舉區制による英國その他の選舉に見られるやうな、偶然の結果でない事は、次の表が證明するであらう。(ロンドン・タイムスによる。確定的發表數字にあらず。)

政黨派別	得票數	當選者數
社會民主黨	八、五七二、〇一六	一四三
國粹社會黨	六、四〇一、二一〇	一〇七
共產黨	四、五八七、七〇八	七六
中央黨	四、二八、九二九	六八
國權黨	二、四五八、四九七	四一
ドイツ人民黨	一、六五七、一九九	二九
經濟黨	一、三七九、三五九	二三
國家黨	一、三三二、六〇八	二〇
バヴァリア人民黨	一、〇五八、八五六	一九
地方人民黨	一、一〇四、八五三	一八

右の數字を一見したゞけでも、各黨派の得票と當選議員數とは比例的な關係が示されてゐることが分かるが、尙、それを一層明かにするために、各政黨の得票の總投票に對する割合と各政黨の當選議員數の總議員數に對する割合とを比較するに左の通りである。

政黨派別	得票割合	當選者數割合
社會民主黨	〇・二四	〇・二四
國粹社會黨	〇・一八	〇・一八
共產黨	〇・二二	〇・二三
中央黨	〇・一三	〇・一三
國權黨	〇・〇七	〇・〇七
ドイツ人民黨	〇・〇四	〇・〇五
經濟黨	〇・〇三	〇・〇三

キリスト教社民黨	八六七、三七七	一四
ドイツ農民黨	三三九、〇七二	六
保守人民黨	三三三、七四八	五
その他(地方代表聯合)	三三三、八九九	六
合計	三四、九四二、八五四	五七五

備考 右の得票合計中には泡沫黨派の得票も含まれる。

國家黨	〇〇三	〇〇三
バヴアリア人民黨	〇〇三	〇〇三
地方人民黨	〇〇三	〇〇三
キリスト教社民黨	〇〇二	〇〇二
ドイツ農民黨	〇〇〇九	〇〇一
保守人民黨	〇〇〇八	〇〇〇八
其の他	〇〇〇九	〇〇一

なほ獨逸では、固定式當選標準數を採用するので、投票總數の多少に伴つて、議員總數に異動を生ずるわけで、今回の選舉の如く、投票が多ければ、議員の數は増すことはいふまでもないが、これまでの結果は次の通りである。

總選舉の時	議員總數
一九二〇年	四六九人
一九二四年 (五月)	四七二人
一九二四年 (十二月)	四九三人
一九二八年	四九一人
一九三〇年	五七五人

第七節 我が國に於ける提案

以上、比例代表法の主なる制度について、一通り説明したので、次には、我が國で發表されてゐる一二の案を紹介する。

こゝに掲げるのは、藤澤利喜太郎博士のいはゆる補正式比例代表法、齋藤隆夫氏の提案に美濃部達吉博士の主張するところの方法である。

これ等を、名簿式の章に入れることはどうかと思ふが、どちらかといへば、何れも名簿式に近い。補正式比例代表法は、藤澤博士自身もいつてゐるやうに、見方によつては、獨逸式の國候補者名簿に對する議席分配と似通つた感もあり、また、補正議席の點だけについては千九百二十年デンマルク法の採用した方法と一脈相通するものがあるやうにも見える。齋藤氏の案は、個人に投票するものではあるが、議席の分配は各政黨の得票數を基準とするのであるから、或點においては、ベルギーの制度を更に一層個人的にしたものだとも見られぬこ

とはない。更に、美濃部博士の政黨投票の主張は、獨逸その他の嚴正強制主義と、その精神を同じくしてゐる。そこで、これ等を一括して、簡單に説明を加へることにしたい。

先づ、藤澤博士の補正式比例代表法とは、どういふ方法であるかといふに、投票する場合、現在我が國でやつてゐるやうな普通の方法と少しも變らない。たゞ異なるのは、普通議席の外に補正議席なるものを設けて置いて、選挙の結果各黨派の得票数と當選者数との割合に不均衡を生じたときに、この補正議席を活用して不均衡を補正するといふ點である。

普通議席の當落が決つたところで、普通議席と補正議席との合計議席数を得票数に按分して各黨派に分配して見る。その結果、實際の當選者数より多い議席の分配を受けた黨派はその多いだけの数を補正議席で占めることが出来る。この場合、實際の當選者数の方が多い黨派もあり得るわけであるが、それは減らさずに、他の黨派の方から按分的に減らすのである。當選者を定めるには、各區の落選者中の最高得點者の得票数を當選者中の最低得點者の得票数で割つて補正率といふものを出し、この補正率の最大なるものから順に、各黨派に分配さ

れた数だけを當選者とする。

藤澤博士は大正十三年の總選挙の結果を引用して説明してゐるが、それによれば、議席定数四六四に對し憲政會一五一、本黨一一六、政友會一〇一、革新俱樂部三〇、實業同志會八中立五八で、補正議席数を普通議席数の一割として四六とすれば、議席總数は五一〇となる。これを得票数に按分にして各黨派に分配すれば、次の如くなる。

憲政會	一四八
本黨	一三二
政友會	一〇九
革新會	三一
實業同志會	八
中立	八二

右の表によれば、憲政會は實際の當選者一五一人より三人だけ少くなるが、これは減らさないうで、その他の黨派に按分して、本黨、政友會、中立から各一人づつを減らす。その結果は本黨一三一、政友會一〇八、革新三一、實業同志會八、中立八一となつて、實際の當選者数に比

し本黨一五、政友會七、革新一、中立二三を増すことになる。これが右各黨派の補正議席数となるのである。そして、各黨派内では補正率の大なる落選者から順々に當選者を出せばよい。尙補正議席によつて議員数が増加することを避けるには、最初から普通議席を少くして置くのも一方法としてゐる。(「總選挙」)

序に、デンマルクの方法はかうである。全國を二十三の選挙區に分つて、これ等の選挙區から全部で百十七名の議員を出す。この外に、三十一の補充議席を用意してある。先づ、普通議席につき、各選挙區毎にドント式によつて、各黨派に議席分配をする。その次に、普通議席と補充議席との和、即ち百四十八を各黨派の得票数に按分比例で割當て、見る。そして、實際の結果が、この計算による議席数より少い黨派には、その少いだけを、補充議席の中から與へる。たゞ、この方法は、最初から比例選挙によることは、いふまでもない。

次に齋藤氏の案であるが、その要點は次の如くである。

一 選挙區は大體現行法の中選挙區制を維持する。

同氏の以前の案によれば、全國を單一選挙區とするもので、これにつき左のやうな説明を加へてゐた。

選挙區を分つたのでは、各區については得票数と當選者数とに比例關係があるとしても、全國的には不均衡な結果を免れない。何となれば、各區で生ずる端数投票を當選に役立たせ

- 一 投票は單記制により、候補者個人に對して行ふ。
- 一 開票に際しては、各候補者の得票を各政黨派毎に綜合計算して、その合計を各政黨派の得票数とする。
- 一 法定當選點に達しない得票は綜合計算から除外する。
- 一 各政黨派は定員以上の候補者を公認することを得ない、そして、非公認候補者の得票は、その黨派の綜合得票数に算入しない。
- 一 各政黨に當選者数を割當てるには、ドント式による。
- 一 各黨派内においては、最高の得票を有するものから順々にとつて割當てられた議席数だけを當選者とする。

ることが出来ないからである。これを補ふには、獨逸式のやうに重複選挙區制をとることも一方法ではあるが、全國を單一選挙區とするに如くはない。かつ、全國を一選挙區とすれば當選點を團體的に均一にすることが出来ると。しかし、最近では、右の如く中選挙區説をとつてゐる。思ふに、全國一選挙區制には、幾多の實行上の困難を伴ふからであらう。

更に、同氏によれば、選挙には、政黨主義と人格主義を一致させることが必要である。元來、選挙は主義政見に投票するものであるから、單記移讓式のやうに、甲でなければ乙といふ風に、政見の全然相反する候補者をも選び得る方法は絶対に避けねばならぬ。それかといつて、選挙人には候補者選擇の自由を認めず、政黨の作つた名簿に投票させる制度も、餘りに選挙人の自由と人格を無視するものである。そこで、投票は候補者個人にし、投票の効果は個人を通じて政黨に及ぶといふ前記の方法が最も合理的であるといふのである。(「比例代表者の意見」を求む)

美濃部博士は、現在の選挙制度の最大の缺陷として、左の三點を擧げてゐる。

- 一 選挙に巨額の費用を要すること。
- 二 選挙の結果が正確に國民の意思を反映しないこと。
- 三 政黨に對する國民の有效なる監督を不可能ならしめてゐること。

右の中、特に選挙費用の問題を重視し、これが救済手段として、比例代表制を主張するのである。今、その提唱する方法の根本的要素と見るべきものを要約するに、

一 先づ、法律上政黨を公認し、選挙が個人同の手でなく、政黨間の争であることを公に承認すること。

今日の國法と實際との隔離は、政黨と選挙の關係より甚だしきはない。實際には選挙は政黨の争となつてゐるのに、法律上の表面では、政黨と選挙は全く無關係であつて、その競争は専ら候補者各個人間のみに行はるゝものとされてゐる。勿論、從來でも、公認の制度があるにはあつたが、それは、政黨内部の私事に過ぎなかつた。そこで、當選後、選挙の際の宣言を放棄して、脱黨、轉黨、或ひは入黨が屢々行はれることは周知の事實である。選挙

腐敗の政界の醜事は、こゝに根ざすばかりでなく、他面、國民意思の正確な反映を妨げることになる。

この弊害を除くためには、政黨を或程度まで法律的規律の下に置き、政黨を法律上にも選挙競争の主體たらしめることが第一の前提である。そして、候補者の指定も、國家の公認する公の事實として取扱ひ、また、政黨の候補者選定の機關をも法律上一定することが適當であらう。

二 個人投票の制度を改めて、政黨に投票させること。

現在の制度では、候補者がその投票を集めるためにそれ／＼個人的に運動しなければならぬので選挙費用が多くかゝる。また、投票が個人に對するものであるから、各政黨に對する國民の信頼の程度を、選挙の結果に現すことは出来ない。然るに、實際は政黨政治であるから、そこに、民意と政治の阻隔を生ずる。

かつ又、千數百萬人によつて行はる、大衆的選挙で、議員の一人々々を選定することは適

當でない。蓋し、個人を選ぶには、複雑な鑑識を要するからである。そこで、個人投票をやめて、政黨投票、即ち投票用紙には候補者の氏名は全く記載せず、『民政黨』とか『政友會』とかいふ風に、政黨の名だけを書いて一票を投ずる方法に改めようとするのである。

投票によつて決するところは、どの政黨が何票の投票をとつたかといふことである。この各政黨の得票数に基いて、各派の出し得べき議員数を比例的に定むればよい。各政黨の中で誰を議員とするかは、政黨自身に任せ、各政黨の豫じめ届出でた候補者の順位によつて、上から順次に、配分された議員数だけ出すのである。

三 選挙區の區分を撤廢して、全國を通じて選挙を行ふこと。

衆議院は全國國民の代表機關で、各地方の代表者の集りではないので、選挙區域を設けることは本則ではないが、個人投票制の下においては、實際上やむを得なかつた。しかし、政黨投票制にすれば、實行上の不便がないのみならず、それによつて、公正な全國國民の代表者を出すことが出来るといふのである。

更に、同博士は、右の如き方法を採用すれば選挙は容易になるので、現在のやうな四年に一回の選挙施行制を改め、毎年一回選挙を行ふことによつて、政黨に對する國民の監督を十分にする必要があると述べてゐる。(『國家學會雜誌』第四十三卷第六號)

第七章 比例代表法の從たる效果竝に

比例代表反對論と辯護論

第一節 比例代表法の從たる效果

比例代表法の主なる方法については、一通り説明したが、何れの方法によるにせよ、この制度の特徴とするところは、選挙人の意思の現れたる投票を有効に役立たせると共に、國民のあらゆる意見を、その大小に比例して公平に議會に反映させるといふ點にある。ところが比例代表法の效果は單にそれだけではなく、副産物として種々のよい結果を選挙界にもたらすものといはれてゐる。中には、その主たる目的よりも、從たる效果に重きを置いて比例代表法に共鳴してゐる人もある位である。今その附隨的特徴として一般に擧げられてゐるものの中主なるものを列記して見やう。

その第一は投票の買収を少くするといふことである。

我が國では選挙と買収とはつきものであるかのやうに、殆ど公然の秘密として行はれてゐるが、これは選挙の方法が買収の効果を収めるに都合よく出来てゐるからである。即ち、小選挙区単記投票制や大選挙区連記投票制では、一票か二票の差で候補者の當落を決し、政黨の勝敗を分つこと、なる場合のあることはいふまでもないが、その他の制度においても僅少の得票の差が直ちに當落の運命を左右するのであるから、投票買収の効果はてき面に現れる。そこで、自然買収が行はれ勝ちになる。

然るに、比例代表制になれば、一定の得票数を基準として當落を決するのであるから、一票でも多数の投票を得たものを直ちに當選者とする場合と異なり、買収した投票の効果は極めて少い。勢多くして効少いとすれば、買収の減ずるのは當然といはねばならぬ。殊に、名簿式では個人間の競争は殆ど無意義となるから候補者が自身の當選を確實にするため買収することはなくなるわけである。單記移讓式にしても、例外的場合を除いては、投票の移讓は

各政黨の候補者にそれ／＼指定されるであらうから、選挙は政黨と政黨との争ひとなり、個人間の競争は緩和され、従つて、個人的な選挙運動に伴ひやすい投票買収は餘程少くなるであらう。

投票買収が選挙腐敗の根本原因であることはいふまでもないが、買収に多額の選挙費用を要する結果、政治家が所謂軍資金の調達のため疑獄事件を引き起すやうな例は少くない、最近我が國において、比例代表制の問題が具體的に論議されるに至つた動機の一つはこゝにあるのであらう。美濃部博士の如きは、既にいふ通り明かに投票買収の防止を重要な目的として比例代表制を採用すべきことを提唱してゐる。

第二には、合法的に使用する選挙費用も少くすむことである。

既に述べたやうに、選挙は政黨間の競争となる結果、選挙運動は團體運動となるのである。従來の我が國の選挙運動の實例を見るに、演説會を開くにしても、推薦状を出すにしても、各候補者は別々にしてゐた。これを共同してやることが出来れば、費用の點でも、手数の上

でも便利であるが、選挙競争が個人と個人との間に行はれる制度では、實行は困難である。然るに、比例代表制になれば、團體的選挙運動が行はれやすい。

何となれば、名簿式は原則として政黨に投票するのであるからいふまでもなく、單記移讓式でも、三人なら三人、五人なら五人が共同して運動すれば、投票の移讓が行はれるので何れもその恩恵に浴することが出来るからである。従つて、一人で運動するところを三人聯合してやれば、選挙費用は三分の一で済む計算になる。それ程數學的に行かないとしても、費用を節約し得ることは明かである。買収以外の合法的に用ひられる選挙費用も馬鹿ならぬ金額であるから、これを節減することが出来れば、金力候補の跋扈を抑へて、人格識見の優れた人物の當選を有利にし、議會政治の向上に資すること少くない。

第三には、選挙が主義政見を中心として行はれるやうになるといふ點である。

すでにいふやうに、比例代表制は政黨本位の選挙である。單記移讓式では甲黨の候補者を第一順位者とし、反對黨たる乙黨の候補者を第二順位者として投票することも出来るが、そ

れは、むしろ例外であつて、原則としては同じ黨派の候補者に投票の移讓を指定することにならう。従つて、選挙人の共鳴を博するやうな政綱政策を掲ぐる政黨が結局多數の投票を得て選挙に勝利を占める。即ち主義政見によつて候補者の當落、政黨の勝敗は決せられることになる。従來の我が國の選挙では、候補者個人の私的な事情が當落の運命を支配する場合が少くなかつたので、政争の手段も、人身攻撃、暴力沙汰等醜惡の限りを盡したものであるが政治上の見解が中心となつて來れば、さういふ點も自から緩和されるであらう。

また主義政見が選挙の題目となる結果は、政黨自身も反對黨の攻撃さへすればよいといふやうな態度を改めて、独自の政策を確立することとなる。更に一度議會に多數を占めた政黨は、他日の選挙に備へるためにも、公約した政策の實現に努力するであらう。かくてはじめて選挙の眞意義は發揮されるわけである。

第四には、所謂名士の當選を確實にするといふ點が數へられてゐる。

小選挙區單記投票制の下では有力な人物が落選の憂目を見、または非常な苦戦に立つ場合

のあることは、我が國の實例について見ても少くない。中選挙區や、大選挙區の下において、程度こそ異なれ、その危険はある。ところが、比例代表制では、一定の得票数を基準として、當選者を出すのであるから、その當派の得票数が或程度以上あれば、一人が多く取り過ぎたゝめに他の一人が落選しなければならぬといふことはない。殊に名簿式では、政黨の作った名簿の順に當選者を決めるのであるから、その黨の有力者は絶対安全といつてもよいベルギー式のやうに選挙人に候補者選擇の自由を與へるとしても、他の制度よりは餘程安全である。所謂名士の當選を保障するといふことについては、反面異論も起り得るが、政黨政治においては、黨の有力者を議會に送ることが、實際政治の運用上都合よいことはいふまでもあるまい。この意味で、比例代表制の長所の一に挙げられてゐる。

最後に、立候補者の整理と同志討の防止とに便利とされてゐる。

これは、政黨内部のことであるが、選挙前に各地方の地盤關係を見て候補者を配置することとは、黨幹部の一苦勞である。よく選挙の失敗が候補者亂立の結果であるといふことを聞く

のはその整理を誤つたためである。ところが、いざ選挙となると我も我もと立候補の希望者が出て來るので、これを圓滿に抑へることは容易ではない。これが原因で脱黨や分裂の起る場合さへある。しかし、比例代表制では候補者亂立のため非常な損をすることはないので、希望者があればその選挙區の議員定数と同じだけの候補者を立て、置いてもよい。従つて、立候補の時のゴタ／＼は餘程緩和される。たゞ、名簿式では、名簿を作るときの人選が厄介であるばかりでなく、黨幹部の横暴を助長するといふ非難がある。次には、同志討の防止といふことであるが、これは選挙が個人の競争から政黨の争ひになる當然の結果であつて、黨の結束といふ點からいへばその効果は少くないであらう。勿論、單記移讓式や單純強制名簿主義にあつては多少の内輪の競争は免れないが普通の制度に比しては問題とならない。以上の諸點が、一般に比例代表法の從たる効果として數へられてゐる主なものである。

第二節 比例代表反對論

比例代表法に對する反對論には、理論に關するものと、その運用に關するものがあるがその主なる意見を順次紹介することにしよう。

比例代表制は、國民の自由意思をその數量に應じて議會に反映させることを第一の目的とするものであつて、多數の意見を尊重すると共に、少數の意見をも、その勢力に應じて公平に代表せようとするものであるが、この根本理論に對して先づ異論がある。藤澤博士は、『總選舉讀本』の中に、次のやうに書いてゐる。

『黨派別得票數が當選者數に比例するといふことが、數學的に唯物的に拘于定規的にきちんに行はれなくてはならぬといふ理窟はどこにもない』

しかし、これは、各黨派の得た投票數とその當選者數の割合が完全に比例關係を保つてなければならぬといふ議論を反駁したもので、どんな不均衝があつてもよいといふのではない。

ところが一部には、そんなことは全然眼中に置く必要はないといふ意見がある。

それによれば、議會は單に議論をするところではなく、議決をするところである。議決は多數決による外はないから、各種の意見を代表する議員が選ばれたとしても、少數者の意見は議決の前には雲散霧消すべきものである。それが悪いといつて見たところで、意見の分れる場合には多數者の意見に従ふ外はないのであつて、さうすることこそ、近代政治の特色である。假に、國民が直接議決に關與する場合を想像しても、同じ結果に落着く外はない。

かくの如く、少數者の意見といふものは、實際政治の上には何等の效果をも與へない。議會の議決がさうである以上、議員の選舉方法も多數の意思を代表させる仕組みにして置けばよいのであつて、凡ゆる部分の少數意見をも、その數量に應じて代表させるといふ必要はない。勿論、議會の討論といふことは尊重すべきで、そのためには反對黨の存在を必要とするが、如何なる選舉方法を用ふるとしても、全議員を一黨で獨占することはあり得ないから、この點からいつても比例代表制を採用する必要はないといふのである。

次には、國民の凡ゆる部分の意見を完全に公平に代表させることは事實出来ないといふ點である。

人の考へは各々異なる。或事柄については甲の意見に賛成するものも、他の問題については乙の意見をとるといふ場合は少くない。然るに、選挙は甲、乙の何れかを選ばねばならぬのであるから、結局選挙人の投票は問題によつて決定される外はない。即ち、何れの問題が重要であるかを考へて、重要な問題について同意見を有する政黨または人物を選挙するに止るのであつて、その自由意思をありのまゝに代表させるといふことは、比例代表制においても不可能である。

従つて、比例代表法が完全にその目的を達したとしても、それは小異を捨て大同についた選挙人の意見が比例的に代表されるといふ程度のことには過ぎない。比例代表制は議會をして國民自由意思の縮圖の如くするにあるといふことがよくいはれるが、これを皮肉つて、藤澤博士はかういつてゐる。

『幾千萬人より成る國民の自由意思、そのありのまゝの縮圖、それは霏々紛々混沌朦朧々たる雲霧の如きものである』(『總選舉』)

また更に、選挙の當時には、假に國民のありのまゝの意見が完全に代表されてゐたとしても、議員の任期中には、豫想もつかなかつた問題が起る場合があるから、國民のあらゆる部分の意見を完全に有効に議會に代表させるといふことは夢物語りに過ぎないといふのがその意見である。

比例代表法の缺陷として最も一般的に指摘されてゐる點は、小黨分立の傾向に流れ、その結果政局を不安定に導くといふことである。

即ち、比例代表法は、國民のあらゆる部分の政治上の意見を公平に議會に反映させることを目的とするものであるから、その目的が完全に達せられるとすれば、議會の分野は種々の意見を代表する黨派に小分されることは理論上當然の歸結である。また、事實、當選者を決定するには一定の得票数を基準とするのであるから、同意見のものが一定数だけあれば代表者一人を出すことは出来るわけである。さうなれば、議會には數多の小黨派が互に分立して過半数を占める多數黨といふものはなくなるであらう。假に、多數黨が出来たとしても、壓

倒的な勢力とはなり得ないであらうから、その支持によつて立つ政府は、常に右顧左眄して他の黨派の鼻息をうかがふこととなり、強く正しき政治を行ふことは困難である。のみならず、政黨間の妥協交合が行はれ、その間、醜惡なる政治上の取引を伴ひ、選舉の腐敗行爲が議會内に再現する結果となるであらう。更に、群小黨派の中には、無責任極る言動をするものもないとは保證出来ない。何となれば、國民のあらゆる部分の意見を代表させるといふ以上、その中には、突飛な意見もあることが想像されるからである。

以上の如き政治上の弊害は、比例代表制の本質に根ざす必然的害悪であつて、この制度を採用する以上免れ難いところであるといふのである。

更に、比例代表法は、議員と選舉人との關係をうすくし、従つて、選舉人の選舉に對する熱意を缺きその結果棄權の増加となるといふ反對論も有力に主張される。

選舉人と議員との人的關係を最も親密にするには小選舉區制に如くはない。然るに、比例代表制は大選舉區制によるものであるから、このこと自體がすでに不都合である上に、選舉

方法も亦兩者の人的關係を疎隔するやうになつてゐる。

即ち、單記移讓式について見ても、投票は甲から乙に、乙から丙に順々に移讓されるから、選舉人の方では、自分の投票が果して誰の當選に役立ったかを知る由もない。更に、名簿式に至つては、政黨の作つた名簿を標準として投票するのであるから、人的關係などは無視されてゐるといつてもよい。勿論、名簿式にも、指名投票を認めるもの、或ひは進んで他の名簿との候補者の混合、全然名簿上にならぬ候補者の選擇をも許すものさへあるので、これ等の方法によれば、余程その點は緩和されるが、それでも、選舉人との關係は、名簿が第一であつて、人は二の次である。これでは、選舉區民と議員の結合はゆるまざるを得ない。自分の選んだ代議士はこの人だといふ意識をもつてこそ選舉人は選舉に熱心になるが、自分の投票で當選した人は誰だか分らぬといふのでは、選舉に無關心になるのが人情の自然であつて、選舉に熱度を失へば、棄權の増加するのは當然であると説明してゐる。

比例代表法は、政黨幹部の專斷權を助長するといふ非難も一般に受入れられやすい。名簿式、殊に獨逸で採用してゐるやうな嚴正強制名簿主義では、候補者名簿の先順位者から順に當選者を決めるのであるから、議員にならうとするものにとつては、名簿に名前の載

ること而も先順位を占めることが、何よりも必要な条件である。然るに、この名簿は政黨内部で作るのであつて、政黨幹部の意向によつて支配されることはいふまでもない。そこに、政黨幹部の横暴が起るのである。その他の名簿式でも、程度の差こそあれ、同様のことがいはれる。單記移讓式は多少その趣を異にするが、前にもいつたやうに、主義政見によつて投票しようといふ程のものは、同じ黨派の候補者に投票の移讓を指定することは明かであつて、その結果は、衆望を負ふやうな人物が同黨派の候補者中になれば、その他のものはその恩恵によつて當選するといふことは少くないであらう。従つて、くだらぬ人物が政黨幹部にとり入つて候補者に加へてもらふやうなことが起るから、單記移讓式においても、政黨幹部の横暴を許すべき餘地は少くないといふのである。

選舉人の候補者選擇の自由を害するといふ非難は、主として名簿式に對していはれるところである。單記移讓は理論の上では、黨派に關係なく、自分の好きな人を勝手に選んで順位をつけることが出来るので、却つて、候補者選擇の自由の範圍が廣いとも見られる。繰返していふや

うに、名簿式は名簿に拘束されるのであるから、選舉人の第一に選ぶところのものは政黨であつて、人ではない。人を選ぶことの出来る方法においても、第一は名簿である。名簿上の順位を動かすことさへ出来ない制度にあつては、候補者選擇の權限は全然與へられない。これでは、名は選舉であつても、實は政黨を選ぶだけの自由しか持たない。それから先は、政黨が自由に決定するところであるから、選舉人の關與するのは選舉の半分であつて全部ではないともいはれる。即ち、公選の意義は全然没却され、選舉の精神を無視するものであるとして非難してゐる。

選舉の手續が複雑で、選舉人が餘程これに習熟しなければ十分これを實行することは困難であるばかりでなく、投票された後、當選者を決定するまでに多くの人手と時間を要するので、實際制度としては不適當であるといふ反對は、實際論者の最も有力に主張するところである。

即ち、普通の單記投票であれば、投票しようと思ふ候補者の氏名を一人だけ書きさへすればよいが、單記移讓式は先づ順位から考へてかゝらねばならぬし、名簿式でも候補者の配合

を認めるやうな制度ではその手数は大變である。投票の點はまだよいとしても、當選者を定めるまでの手續の複雑さに至つては、簡明敏速を要する選挙にとつては到底堪へ難いことである。名簿式でも、當選標準数の算出、議席の分配、當選者の順位決定等何回も面倒な手数を要するが、單記移讓式に至つては、一々投票の移讓をしなければならぬので、一層厄介である。それには、多くの人手を要し、時間を費し、而も、當選者の決定は遅れるのである。よし比例代表が如何に必要であるとしても、それ程の犠牲を忍んでまで採用する必要はないといふのである。

また、比例代表の精神には賛成であるが、その實行の結果は、その目的通りに、各黨派の得票數に比例して公平に議員を選出することは出来ないといふ非難がある。

この非難は、比例代表制を採用してゐる國の實績が思はしくないとはいふ經驗に基づくものであるが、理論的にも主張されてゐる。即ち、比例代表制も、實際の制度としては、全國を數多の選挙區に分つのであるから、その選挙區に關する限りでは、大體の比例關係が出来ると

しても、各區とも相當の端數投票が生じ、これが全國的に集計されれば非常な數になるが、これに對しては何等の考慮をも拂はれないのが普通であるから、全體として見ればそこに不公平を生ずるギャップがある。また、當選標準數が選挙區によつて異なるものが多いが、この關係からも不均衡を生ずるものであつて現に各國で採用してゐるやうな多くの方法は、制度自體の中に不公平を來すべき要素が含まれてゐる。従つて、比例代表法と雖も、決して、各黨派の得票數と當選者數との關係を比例的に保證するものではないといふのが、その要旨である。

右の外、比例代表制は選挙費用を増加するとか、補缺選挙を困難にするとかいふ點も、その缺陷として數へられるが、これ等はむしろ大選舉區制に對する反對意見であつて、我が國で、小選挙區制から現行中選挙區制に改める場合にも、同様の議論があつた。

第三節 比例代表辯護論

いかなる比例代表論者でも、國民のあらゆる方面の意見を數學的正確さをもつて、比例的に代表させねば比例代表の目的は失はれてしまふとはいはないであらう。出来ることなら、正確に越したことはないが、實際の制度としては、外の事情をも考慮に入れねばならぬので完全を期することは餘程困難であるとしてゐる。

しかし、それかといつて、少数者の代表などはどうでもよいといふ意見に對しては極力反駁を加へる。即ち、議會は議決によつて、はじめてその機能を有効に發揮するものであることはいふまでもないが、議決に至るまでの討論といふことも議會政治にとつては重要な役割を占めてゐる。議決だけが議會の目的であるならば討論などはしないで、最初から賛否を問へばよいわけである。討論が大切であるとすれば、國民の各方面の意見を出来るだけ公平に反映させる必要のあることは餘りにも當然過ぎることである。また、議決の場合について見ても、二大政黨對立といふやうな政情の國においては、常に多數黨の意見の通りに決まるであらうが、小黨分立の場合には、或一黨の力で決定するわけには行かない。そんなときには、數多の小

黨派が互に聯合して贊否の態度を決めるのであるから、小黨派の議員數が議決に重大な結果を及ぼすこととなる。従つて、各黨派の議員數はその得票數に比例して公平に分配されてゐなければ、國民全體から云へば少數の意見が、議會では、却つて多數意見として議決に現れることもある。

更に注目すべきは、比例代表法によらざる選舉制度においては、多數の得票を占めた政黨が少數黨となり、少數の得票を占めた政黨が多數黨となる場合さへ生ずることである。

この點については、すでに説明したが、これでは、全く多數政治の原則は破壊されてしまふ。議會政治は數の政治であり、議決は多數決による外はないとしても、右のやうな事情がある以上、議員の選舉には凡ゆる部分の意見を出来るだけ公平に代表させる方法を採用すること、即ち、少數黨は少數黨として、多數黨は多數黨として、その得票數に應じた議席を占めるやうにすることが絶対に必要であつて、これをしも否定するのはむしろ暴論であるといつ

てゐる。

國民の凡ゆる意見をありのまゝに代表させることは不可能であるといふ反對に對しては次のやうな辯解がされてゐる。

人の考へはまち／＼であると共に、一個人の意見は一通りではない。例へば、同一人にも生産者としての意見があり、消費者としての希望がある。その他雑多な意見をもつてゐるのが普通である。それを、政黨または或個人によつて全部代表してもらふといふことは恐らく不可能であらう。しかし、これは、比例代表制の缺陷といふよりも、現在の代議政治そのもの、缺點といつた方が正しい。元來代議制度の根本思想は、一個人の意思は完全に他の個人によつて代表されるといふ原則の上に立てられたものであるが、そこに理論上無理のあることは否めない。政治の内容が單純で、自由貿易か保護貿易かといふやうなことが主たる政治上の題目であつた時代には、國民はその何れか一つを選ばよかつたが、現在のやうに國民生活が複雑化し、従つて政治問題が入りこんで來ては、一票の投票に全意見を託するとい

ふことは非常な冒險である。最近、職能代表制といふことが唱へられるが、これは、現在の個人と政黨とを對象とする代表方法を全く廢して、或ひはそれと共に、職能代表を認めんとするもので、現在の代議思想に對する根本的修正またはその缺陷の補充としての提案である。そこで、比例代表制によつても、なほ右の缺陷を區正することが出来ないからといつて、これを排斥することは當らない。

何となれば、その根本的缺陷に備へるためには、別の方法を講ずべきだからである。また議員の任期中に突發した問題については、國民の意思は全然封ぜられる外はないといふ意見も尤ものことではあるが、これも比例代表制の責任ではない。この缺陷を救済する手段としては、レフェレンダム（一般投票）の制度があり、瑞西その他では現にこれを實行してゐるが、それは別の問題である。

従つて、この種の非難は現在の代議制度の下における選舉方法としての比例代表制には當らないといふのである。（職能代表法とレフェレンダムについては序説參照）

比例代表制になれば、小黨分立に陥り、政局を不安定ならしむるといふ非難に對する反駁はかうである。

二大政黨對立か、小黨分立かといふことは、その國の政治的、社會的諸事情によつて分れる。英國は二大政黨對立の典型的な國といはれてゐるが、今ではその傳統も破れた。而も英國は昔ながらの小選舉區單記投票といふ極端な多數代表法を今日も持續してゐるのである。獨逸の小黨割據は有名だが、これも比例代表法を採用する前からのことである。その他、ベルギーでも、瑞西でも、比例代表法の實施によつて特に小黨派に分れたといふ例はない。元來、社會狀態が複雑化し、政治の内容も多岐になつて來ては、甲黨にあらすんば乙黨といふやうに單純には行かぬ。一方、選舉權の擴張によつて選舉人の數も増し、國民の政治的知識も向上するので、何時までも在來の政黨のみが幅を利かすものとは限らない。今日世界の多くの國々が小黨分立の傾向にあるのは、主として右のやうな理由によるものである。しかし、比例代表制になれば多數黨の力が弱められて少數黨の力が強くなる傾きはある。

或ひは多數黨の對立から小黨の分立に急變する場合も絶無とはいはれない。けれども、これは事實の反映であつて、決して人為的作用ではない。それどころか、不合理な選舉方法によつて人為的につくられてゐた不自然な議會の分野に正しい修正を加へるものである。そしてこれこそ比例代表制の目的であり、長所である。

議會は國民意思の代表機關である以上、國民意思が分れてゐる場合は、議會の分野もそれに應じて分れるのが自然であつて、小黨分立になるのもやむを得ない。何でもよいから絶對多數黨を造つて政局を安定させることが必要だといふのは專制政治時代の考へ方である。それに、絶對多數黨がなければ政局が安定しないと限つたものではない。一黨の獨斷專行は出來なくなるから、力強い政治は行はれぬかも知れぬが、その代りに、他の黨派と協調提携して、その意見を取り入れた政策を實行すること、なれば、却つて立憲政治の向上であること。

次に、比例代表法は議員と選舉人との人的關係を弱くするといふ議論についても比例代表論者は次のやうに答へる。

選挙腐敗の原因は候補者と選挙人との個人的関係にある場合が多い。選挙が政見に基づいて行はれず、買収、因縁、情實等によつて動かされるのは多くはそのためである。従つて、議員と選挙人との関係がうすくなるといふことは、この意味からすれば、むしろ選挙の進歩である。選挙は取引ではなくて主義政見を議會に代表させる手段であるから、選挙人にとつて重要なことは、その意見が如何に有効に代表されるかといふ點である。誰によつて代表されるかといふことは大した問題ではない。これを問題にするのは、選挙の精神を没却してゐる證據である。それに、投票の行方について、選挙人は全然知らないかといふに、誰の當選に役立つたかを知る機会が少いだけで、政黨を中心として見れば、代表するものとされるものとの関係は極めて明かである。そして、この關係こそ、主義政見によつて行はるべき選挙にとつては大切なことである。

また棄権の多少は、その國民の政治的自覺の程度或ひは慣習等に支配されるもので、議員と選挙人との個人的關係の疏密によるものではない。勿論個人的關係といふのが買収を意味するにすれば、買収が減れば棄権は増すであらうが、そのための棄権の増加は却つて喜ぶべきことである。

實例について見ても、比例代表制を採用した、めに棄権者を減じた國こそ多いが、増した國は少いのであつて、この種の非難は當らないと。

また、政黨幹部の横暴を助長するといふことにも承服しない。

即ち、政黨政治の時代に政黨幹部が大きな力を持つことは、比例代表法によるとよらざるに拘らず、或程度まで避け得られぬ。そして、これは政黨の統制上必要なことでもある。問題は、不當不正の力を揮ふ點にある。現に、我が國の選挙においても、候補者の選擇公認等は殆ど政黨幹部の獨斷專行になつてゐるが、時には、私心をはさんで横暴なことをする例もないではない。しかし、それは、政黨自身の構成訓練または幹部その人の識見徳義に待つべきもので、選挙制度の問題ではない。比例代表法就中名簿式においては、名簿が絶對的權威を持つものであるから、この名簿作成に際して政黨幹部が横暴を働くやうに見えるが、如

何に政黨中心とはいへ、候補者にい、加減なものばかり出しては選挙人の支持を受けることは出来ないから、その人選には公平な吟味が行はれるであらう。それに、候補者名簿を決定するには、多くの委員から成る候補者推薦會を経る例が多く、一二幹部が勝手氣儘に細工するものではない。従つて比例代表制になつたからとて、特に政黨幹部が横暴に流れるものではないといふ。

尚また名簿式比例代表法は選挙人の候補者選擇の自由を奪ふといふ反對についても左の如く反駁する。名簿式といつても絶対に候補者個人に對する指名投票を認めないのは厳正強制名簿主義に限るが、一體候補者選擇の自由といふものが選挙にとつてそれ程大切なものであるかを考へなければならぬ。選挙人が自由に候補者を選定するといふことは、その政治上の意見を代表してもらふ人を選ぶといふことに外ならぬ。然るに政黨政治においては、或候補者の政見はその人の屬する政黨の政見であるから、選挙人としては自由に政黨を選ぶことさへ出来れば十分である。強ひて、甲候補者でなければならぬとか乙候補者でなければならぬとかいふこ

とはない。従つて、厳正強制名簿主義が全然候補者の選擇を許さないからとて、選挙の自由を害するかのやうにいふのは、投票を候補者に對する贈物の如く考へる誤謬に基くものである。

その他の名簿式は、絶対に名簿に拘束されるものではなく、或程度に候補者選擇の自由が保證されてゐるので尙更この非難は當らないと。

更に、選挙の手續が複雑であるといふ非難に對しては事實は全然違ふといつてゐる。

即ち、選挙の手續といつても、選挙人のすることは普通の投票よりも簡單な位である。單記移讓式では印刷投票紙の候補者の氏名に(1)、(2)、(3)の順位をつけるばかりだし、名簿式でも、例へばベルギーの制度によれば名簿上の一定の場所に黒點をつければよい。少しも面倒なことはない。たゞ投票後の手續は煩雜で、そのために手数と時間を要するが、これは選挙官の仕事で、選挙人の關することではない。それに、この手数も一般に想像されてゐる程大變なことではない。ベルギーのやうな相當大きな國でも、通常一日遅れる程度である。

同じ比例代表法でも、単記移譲式の方が、手数は面倒であり、また名簿式でも、獨逸のやうに重複選挙區制をとれば全部の當選者の決定するまでには多くの時間を要するが、多少の間と手数を要するとしても、選挙の公正なる結果を収めるためには、それ位のことにはやむを得ないと。

最後に比例代表法を採用しても、各黨派の得票数に比例して議員を出すことは出来ないといふ意見についてはかう答へる。

即ち、比例代表法を實施した國の選挙の成績について見れば、十分にその目的を達してゐない例もあるが、それは、その國で採用してゐる制度の缺點に過ぎずして、比例代表法そのもの、缺陷と見るわけには行かない。各選挙區で生ずる端数投票を無視してしまふことや、當選標準数の相異から起る不公平は理論上も實際上も否定することは出来ないが、これ等は重複選挙區制の採用や、固定式當選標準数に改めること等によつて補正する途がある。

また、得票数と議席数とに數學的な比例關係がなければ、比例代表の目的は失はれてしま

ふやうにいふのは餘りに偏狹である。比較的の結果を示した國の例でも、比例代表法採用前に比ぶれば遙かに公平な成績を収めてゐるのであつて、それ相當の效果は擧げてゐる。而もその結果は、制度自體が保障するものであるから、その他の選挙方法で偶然に公平な成績を見るのとは本質的に異なる。従つて、數學的に正確な比例關係が得られない場合でも、尙これに反對する理由は成立たない。況や、これをもつて比例代表法全體に對する反對の根據とするが如きは不當も甚だしいといふのである。

比例代表の話